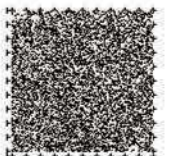
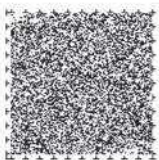




# 第2期福岡県 文化芸術振興 基本計画

令和8(2026)年度→令和12(2030)年度





このマークは目の不自由な方などが  
使う音声コードです。

## 第2期福岡県文化芸術振興基本計画の策定にあたって

文化芸術を見て、聴いて、感動することは、人生を豊かにする新たな気づきを与え、人やまちを元気にしてくれます。そして、人々が暮らしの中で、文化芸術を自由に楽しみ、親しみ、創り出していくことは、あらゆる人々の心のつながりを深め、相互に理解し尊重し合う精神を育み、社会に参加するきっかけにもなります。



本県では、令和3（2021）年3月に「福岡県文化芸術振興基本計画」を策定しました。年齢や性別、国籍や障がいの有無等に関わらず、誰もが等しく文化芸術を鑑賞・参加・創造することができるインクルーシブな福岡県を目指し、県民の皆さまの文化芸術活動の裾野を広げ、新しい県民文化を創造する「ふくおか県芸術文化祭」の開催や、障がいのある人の文化芸術活動を応援する「まごころアート FUKUOKA GALLERY 事業」の実施、令和11（2029）年度に開館予定の「新福岡県立美術館」の整備などに取り組んできました。

こうした取り組みをさらに加速させ、誰もが身近に文化芸術を感じることができる「人を惹きつけるまち」をつくっていくため、福岡県文化芸術振興条例に基づき、令和8（2026）年度から5年間を計画期間とする「第2期福岡県文化芸術振興基本計画」を策定しました。

本計画では、「文化芸術の振興」、「文化芸術に親しむことができる環境づくり」、「障がいのある人の文化芸術活動の推進」及び「文化芸術を活用した地域づくりと魅力の発信」の4つの柱を設定し、本県の文化芸術施策の方向性と具体的な取り組みを示しています。

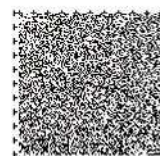
本計画に基づき、県民の皆さまの心豊かな生活や活力ある地域社会の実現を目指して、市町村や関係団体の皆さまと連携しながら、本県の文化芸術施策の推進に、より一層力を入れていきます。

また、本県では大規模な組織改革を実行し、令和8（2026）年度から新たに「文化局」を設置するとともに、令和9（2027）年度に文化芸術を担う人材の育成・支援を行う「福岡県アーツカウンシル（仮称）」の設立を予定しており、地域の文化芸術振興に一層取り組む体制を整備してまいります。

結びに、本計画の策定にあたっては、幅広い観点から熱心にご議論いただきました福岡県文化芸術振興審議会の委員の皆さまをはじめ、ご協力をいただいたすべての皆さまに心から感謝申し上げます。

令和8（2026）年3月

福岡県知事 服部 誠太郎



## 第2期福岡県文化芸術振興基本計画 目次

### <第1章> 計画の概要

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	1
4 対象とする文化芸術の範囲	1

### <第2章> 文化芸術を取り巻く状況

1 社会情勢の変化	5
2 国の動向	6
3 県の主な動き	7
4 県民の文化芸術活動等に関する実態調査	9

### <第3章> 計画の目標と施策の体系

1 目指す姿と「4つの施策の柱」	19
2 施策体系図	22

### <第4章> 施策の展開

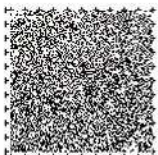
1 文化芸術の振興	25
(1) 芸術・芸能・生活文化等の振興	27
(2) 伝統芸能・伝統工芸等の継承・発展	28
(3) 文化財等の保存・活用	29
(4) 世界文化遺産等の継承	30
2 文化芸術に親しむことができる環境づくり	33
(1) 文化芸術を育む人づくり	35
(2) 文化芸術に親しむ機会の充実	37
(3) 文化的・歴史的景観等の保全・活用	39
3 障がいのある人の文化芸術活動の推進	40
(1) 障がいのある人の文化芸術活動の促進	41
(2) 障がいのある人の創造活動を支える体制づくり	42
4 文化芸術を活用した地域づくりと魅力の発信	43
(1) 文化芸術を活用した地域活性化	44
(2) 文化芸術を通じた国際交流の推進	44
(3) 文化芸術の魅力の発信	45

### <第5章> 推進体制

1 推進体制	49
2 進行管理	50

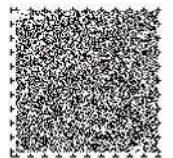
### <資料編>

1 福岡県文化芸術振興条例	53
2 福岡県文化芸術振興審議会委員名簿	60
3 福岡県文化芸術振興審議会での審議経過	61

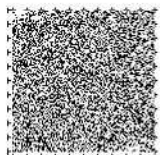


〈第1章〉  
計画の概要

第2期  
文化芸術振興  
基本計画



このマークは目の不自由な方などが  
使う音声コードです。



このマークは目の不自由な方が  
使う音声コードです。

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

本県では、県民や文化芸術団体等が一体となった文化振興の取組を加速させるため、文化芸術の振興に関する基本理念や県の責務、基本的施策等を示した「福岡県文化芸術振興条例」を令和2（2020）年3月に制定しました。

本条例に基づき、本県の文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「福岡県文化芸術振興基本計画」を令和3（2021）年3月に策定しました。

今回、「福岡県文化芸術振興基本計画」の対象期間が終了することに伴い、本県の文化振興をさらに活性化するために、文化芸術を取り巻く状況やこれまでの取組・成果、課題等を踏まえ、「第2期福岡県文化芸術振興基本計画」を策定することとしました。

## 2 計画の位置付け

本計画は、福岡県文化芸術振興条例第5条に規定する基本計画として策定し、文化芸術基本法第7条の2に規定する地方文化芸術推進基本計画及び障害者による文化芸術活動の推進に関する法律第8条に規定する地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画として位置づけるものです。

## 3 計画の期間

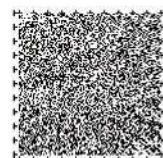
本計画の期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。

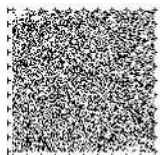
ただし、文化芸術に関する状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

## 4 対象とする文化芸術の範囲

本計画が対象とする文化芸術の範囲は、福岡県文化芸術振興条例及び文化芸術基本法の規定を踏まえ、次に掲げる分野とします。

芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊等
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	能楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能
民俗芸能	神楽、風流、獅子舞その他の地域の人々によって行われる民俗的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能・民俗芸能を除く)
生活文化	茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋その他の国民的娯楽
伝統工芸	先人から受け継がれてきた陶芸、染織その他の伝統的な工芸
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術

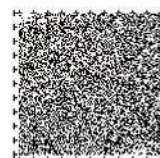




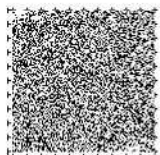
このマークは目の不自由な方が  
使う音声コードです。

〈第2章〉  
文化芸術を  
取り巻く状況

第2期  
文化芸術振興  
基本計画



このマークは目の不自由な方などが  
使う音声コードです。



このマークは目の不自由な方が  
使う音声コードです。

## 第2章 文化芸術を取り巻く状況

### 1 社会情勢の変化

#### (1) 人口減少と少子高齢化の進行

我が国の人口は、令和2(2020)年国勢調査による1億2,615万人が、30年後の令和32(2050)年には1億469万人となり、高齢化率は37.1%に達すると推計<sup>※1</sup>されています。

また、本県の人口も、令和2(2020)年国政調査による514万人が、令和32(2050)年には448万人まで減少し、高齢化率は35.1%(令和7(2025)年4月1日時点:28.2%)に達すると推計<sup>※2</sup>されており、一部地域では、すでに高齢化率が40%を超えています。

このような深刻な少子高齢化の進行による人口減少等により、特に地方部での文化芸術の担い手が減少する中で、地域の伝統的な文化芸術が失われないよう、保存・継承・発展する取組が一層求められます。

#### (2) 国際社会におけるSDGs(エスディージーズ:Sustainable Development Goals)の動き

平成27(2015)年9月の国連持続可能な開発サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、令和12(2030)年までの開発目標として、17のゴール・169のターゲットが設定され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととされました。

日本政府は、平成28(2016)年5月に、内閣総理大臣を本部長・全国務大臣を構成員として「SDGs推進本部」を設置して省庁横断的にSDGsに取り組むこととし、「SDGsアクションプラン」の策定や「ジャパンSDGsアワード」を主催するなど国をあげてSDGsを推進しています。

本県においても、SDGsの考え方を踏まえて施策に取り組むことにより、持続可能な社会づくりの推進を図っています。文化芸術に関する施策についても、全てのゴールの実現に向けた横断的要素として、本視点を踏まえて推進していくことが求められます。

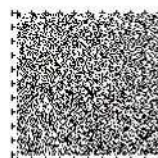
#### (3) 新型コロナウイルス感染症が文化芸術に与えた影響

令和2(2020)年に始まった新型コロナの感染拡大の影響により、文化イベント等については、中止、延期、規模縮小等を余儀なくされました。

この困難な状況を経て、心の豊かさや社会の持続可能性、ウェルビーイング<sup>※3</sup>といった価値観が社会全体に浸透し、文化芸術の持つ本質的及び社会的・経

※1、2 国立社会保障・人権問題研究所「日本の将来推計人口」

※3 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。また、多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。



済的な価値の重要性が改めて認識されました。

一方で、コロナ禍は社会のデジタル化やオンラインによる情報発信を押し進める契機となり社会の変化に繋がりました。

#### (4) デジタル化の進展について

「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」の実現を目指し、令和3（2021）年にデジタル庁が発足するなど、社会のデジタル化は急速に進展しています。

文化芸術の分野においても、デジタルアートの振興や、文化財のデジタル・アーカイブ化、SNS等オンラインによる情報発信など、様々な場面でデジタルの活用が期待されます。

## 2 国の動向

### (1) 「文化芸術推進基本計画（第2期）」の策定

令和5（2023）年3月に「文化芸術基本法」の規定に基づき、文化芸術を取り巻く状況の変化や第1期基本計画期間の成果と課題を踏まえ、第1期の4つの目標を中長期目標として基本的に踏襲した上で、今後5年間（令和5年度～令和9年度）において推進する取組を示した「文化芸術推進基本計画（第2期）」が策定されました。

### (2) 「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）」の策定

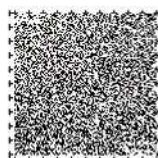
令和5（2023）年3月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の規定に基づき、「障害者基本法」及び「文化芸術基本法」の理念や方針を踏まえ、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的方針や総合的・複合的に推進する施策などを示した「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）」が策定されました。

### (3) 文化振興を観光振興・地域活性化につなげる「文化観光推進法」の施行

令和2（2020）年5月に、文化資源の観覧等を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光（文化観光）を推進するため、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」（「文化観光推進法」）が施行されました。

### (4) 「文化財保護法」の改正

平成30（2018）年6月の文化財保護法の改正では、過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりの核とし、社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要とされました。地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化が図られました。



また、令和3（2021）年6月の改正では、社会の変化に対応した文化財保護の制度の整備を図るため、無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度が創設されました。

### （5）「博物館法」の改正

令和4（2022）年4月に、博物館の新しい登録・指定制度に改めるため、約70年ぶりに博物館法が改正されました。

博物館事業として、博物館資料のデジタル・アーカイブ化を明確化するとともに、他の博物館や地域の多様な主体との連携・協力による文化観光など地域の活力の向上への寄与を努力義務化するなどの事業の見直しも図られました。

### （6）第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の策定

令和5（2023）年3月に、急激に変化する時代において、全てのこどもたちが読書活動を通じて読解力や想像力、思考力、表現力等を育成できるよう、社会全体でこどもの読書活動を推進する方針を示した第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されました。

### （7）「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の策定

令和7（2025）年12月に、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、国としての考え方を示した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」が策定されました。

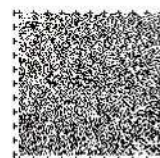
### （8）「こども基本法」の施行及び「こども大綱」の策定

国は、令和5（2023）年4月に施行された「こども基本法」に基づき、全てのこどもが権利を保障され、健やかに成長し、幸福な生活を送ることができる社会（こどもまんなか社会）づくりを目的に、従来の3つの個別大綱である「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」、「少子化社会対策大綱」を「こども大綱」に一元化しました。

## 3 県の主な動き

### （1）「ふくおか県芸術文化祭」の開催

令和6（2024）年に、平成5（1993）年から開催している「ふくおか県民文化祭」を「ふくおか県芸術文化祭」に改め、年齢や障がいの有無等にかかわらず広く県民が多様な文化芸術を鑑賞・体験できるよう発展させ、県内各地で様々なイベントを実施しました。



## (2) 「新福岡県立美術館基本計画」の策定

令和3(2021)年11月に、「新県立美術館」の令和11(2029)年度の開館を目指し、建設や運営において必要となる基本的な考え方や取組をまとめた「新福岡県立美術館基本計画」を策定しました。

## (3) 「福岡県文化財保護大綱」の策定

令和3(2021)年3月に、県内市町村と共に地域の文化財の保護を推進するため、文化財保護における具体的施策や取組を検討する際の考え方や方法を示した「福岡県文化財保護大綱」を策定しました。

## (4) 「世界遺産『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群を核とした文化観光推進地域計画」の認定

「文化観光推進法」に基づき、国に申請した、「世界遺産『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群を核とした文化観光推進地域計画」が令和3(2021)年5月に認定を受けました。

本計画に基づき世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の保存・活用を進めています。

## (5) 「福岡県子ども読書推進計画」の改訂

平成16(2004)年に策定した「福岡県子ども読書推進計画」を、国の動きや県の取組の成果・課題等を踏まえ、令和5(2023)年12月に改訂しました。

## (6) 「福岡県における地域クラブ活動の推進に向けたガイドライン」の策定

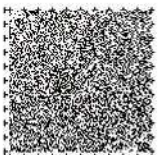
令和8(2026)年3月に、国の動きや本県の現状・課題等を踏まえ、こどもたちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる活動機会の確保・充実を図るため、「福岡県における地域クラブ活動の推進に向けたガイドライン」を策定しました。

## (7) 「第三次福岡県観光振興指針」の策定

令和6(2024)年3月に、本県観光が直面する諸課題や取り巻く環境の変化を踏まえ、コロナ禍を経て本県観光産業のさらなる発展を目指すため、「回復するインバウンド需要の本県への着実な取り込み」等を基本戦略とした「第三次福岡県観光振興指針」を策定しました。

## (8) 「福岡県こども計画」の策定

令和7(2025)年3月に、こどもに関する複合的な課題に対応し、文化芸術に関する施策も含めて、総合的にこども施策を推進していくため、国の「こども大綱」を踏まえ、こどもに関する計画を一本化した「福岡県こども計画」を策定しました。



## 4 県民の文化芸術活動等に関する実態調査

福岡県では、県民の文化芸術活動等の状況を把握するため、「福岡県における文化芸術活動実態調査」を実施しました。今後、この調査結果も踏まえながら、施策を展開していく必要があります。

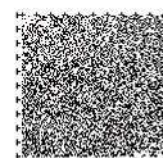
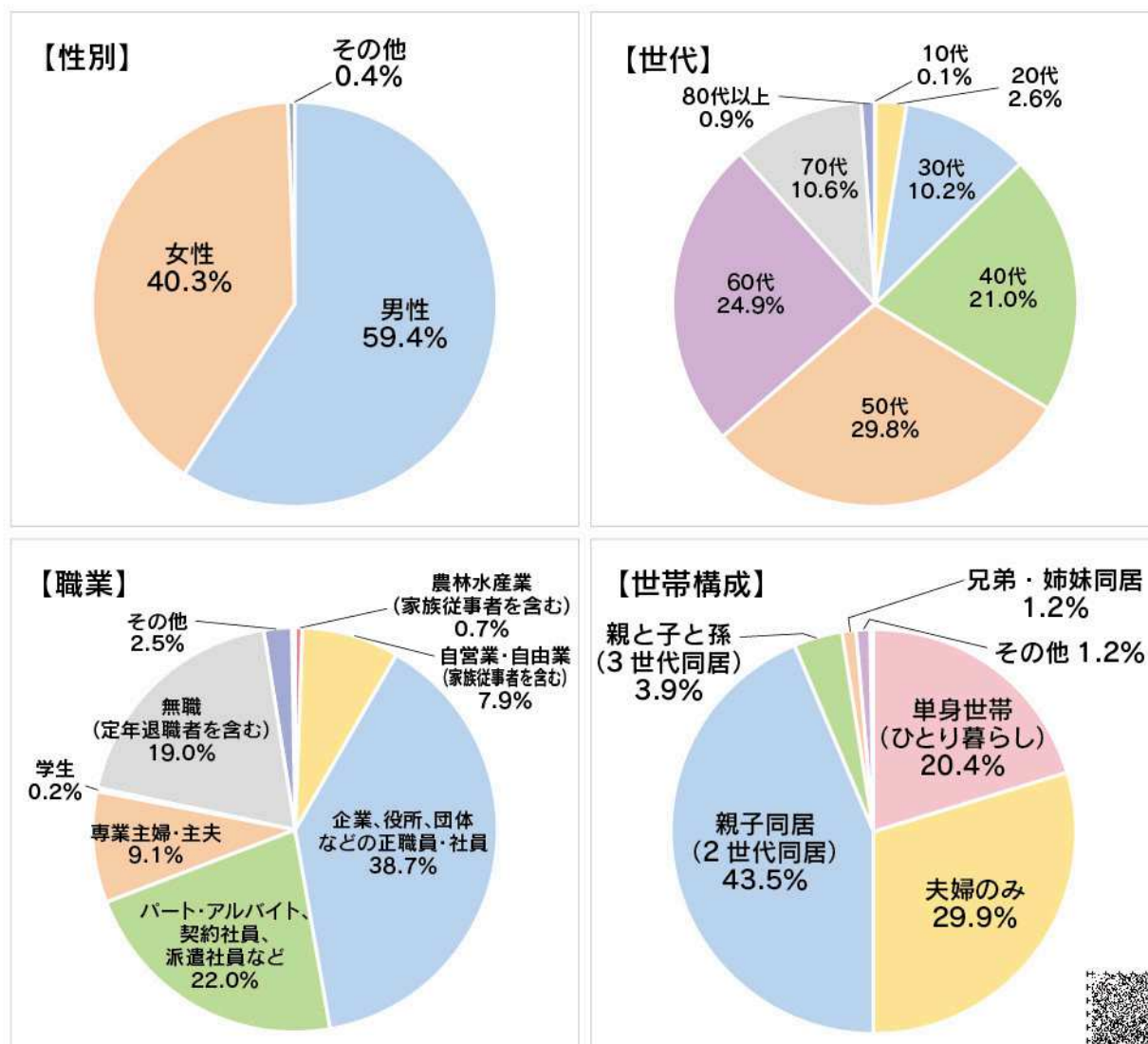
### ■ 調査対象及び回収率

- (1) 県内に居住する18歳以上の男女個人4,000人(4地域(北九州・福岡・筑豊・筑後)×1,000人)
  - ▷ 回収数 4,000 人
- (2) 県内の指定障がい福祉サービス事業所 1,802 事業所
  - ▷ 有効回収数 450 事業所 (有効回収率 25.0%)
- (3) 福岡県文化団体連合会に所属する団体及びふくおか県芸術文化祭 2024 参加団体 113 団体
  - ▷ 有効回収数 57 団体 (有効回収率 50.4%)

### ■ 調査期間

令和7(2025)年3月～5月

※ 標本構成(県内に居住する18歳以上の男女個人4,000人に対する調査)

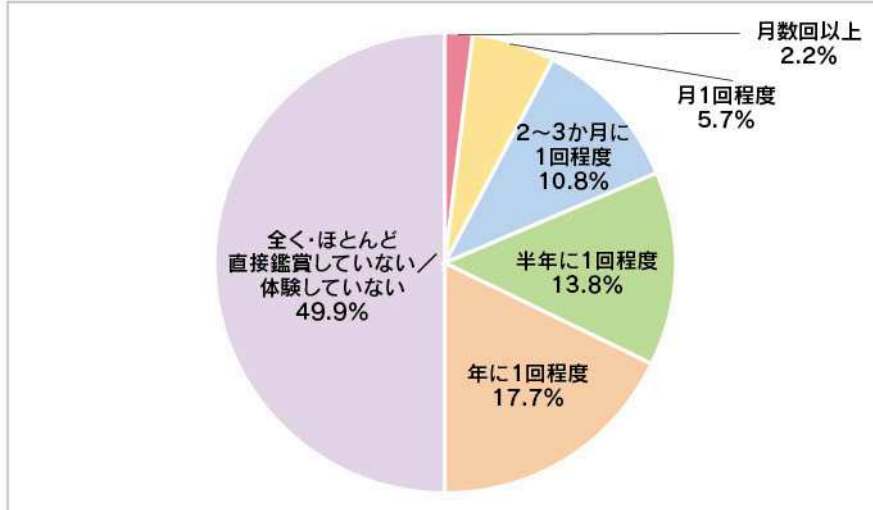


このマークは目の不自由な方などが使う音声コードです。

## ■ 調査結果の概要

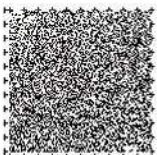
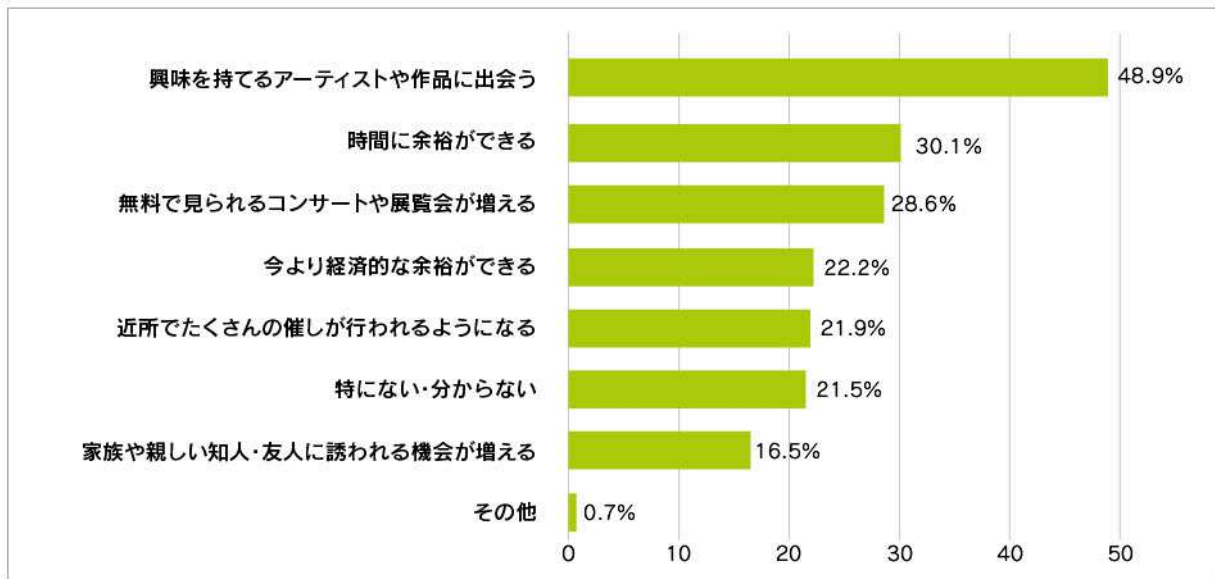
### ● 過去1年間に文化芸術を直接鑑賞した県民の割合（県民調査、単一回答）

この1年間に文化芸術を直接鑑賞した頻度は、「全く・ほとんど直接鑑賞していない／体験していない」が49.9%、「年に1回程度」が17.7%、「半年に1回程度」が13.8%となっています。年に1回程度以上鑑賞した県民の割合（鑑賞率）は合わせて50.2%となっています。



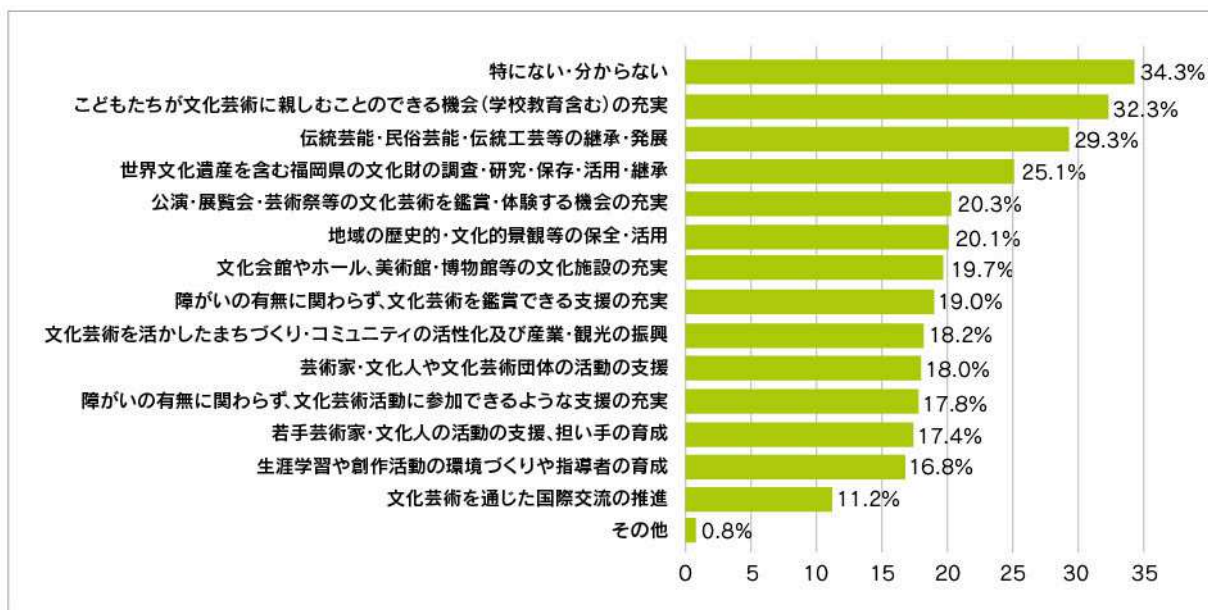
### ● 文化芸術の鑑賞に関心を持つ条件（県民調査、複数回答）

文化芸術の鑑賞に関心を持つには、「興味を持てるアーティストや作品に出会う」が48.9%で最も高く、次いで「時間に余裕ができる」が30.1%、「無料で見られるコンサートや展覧会が増える」が28.6%と続いています。



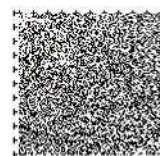
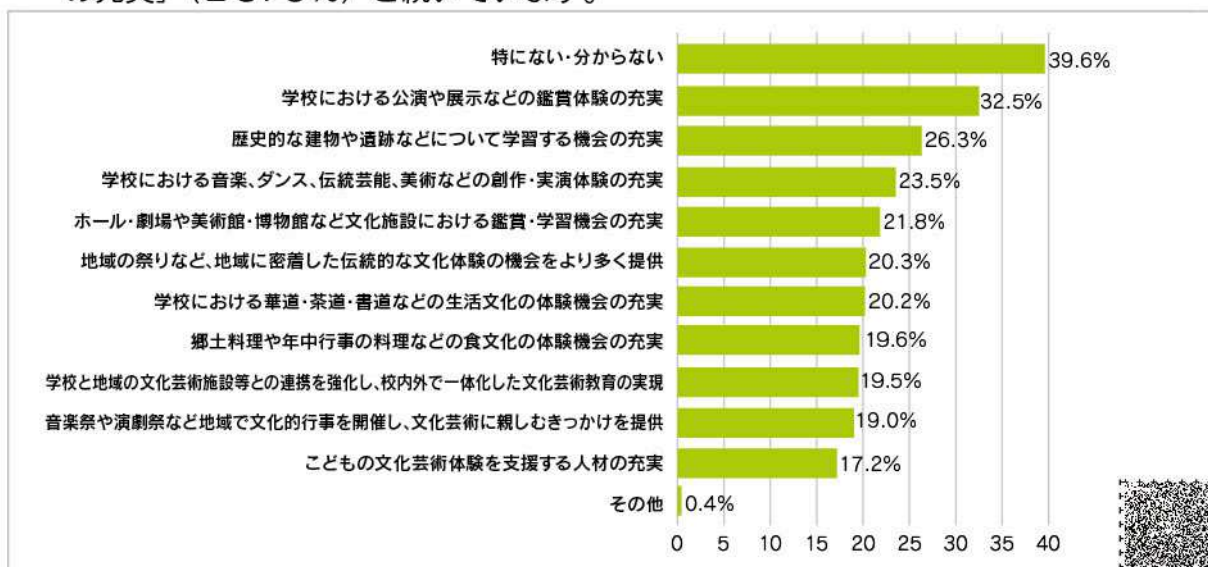
## ● 県の文化芸術を振興するために行政が積極的に取り組むべきこと（県民調査、複数回答）

福岡県の文化芸術を振興するために行政が積極的に取り組むべきことについて聞いたところ、「特にない・分からない」が34.3%と最も高くなっています。次いで「子どもたちが文化芸術に親しむことのできる機会（学校教育含む）の充実」（32.3%）、「伝統芸能・民俗芸能・伝統工芸等の継承・発展」（29.3%）、「世界文化遺産を含む文化財の保存・活用・継承」（25.1%）、「公演・展覧会・芸術祭等の文化芸術を鑑賞・体験する機会の充実」（20.3%）となっています。



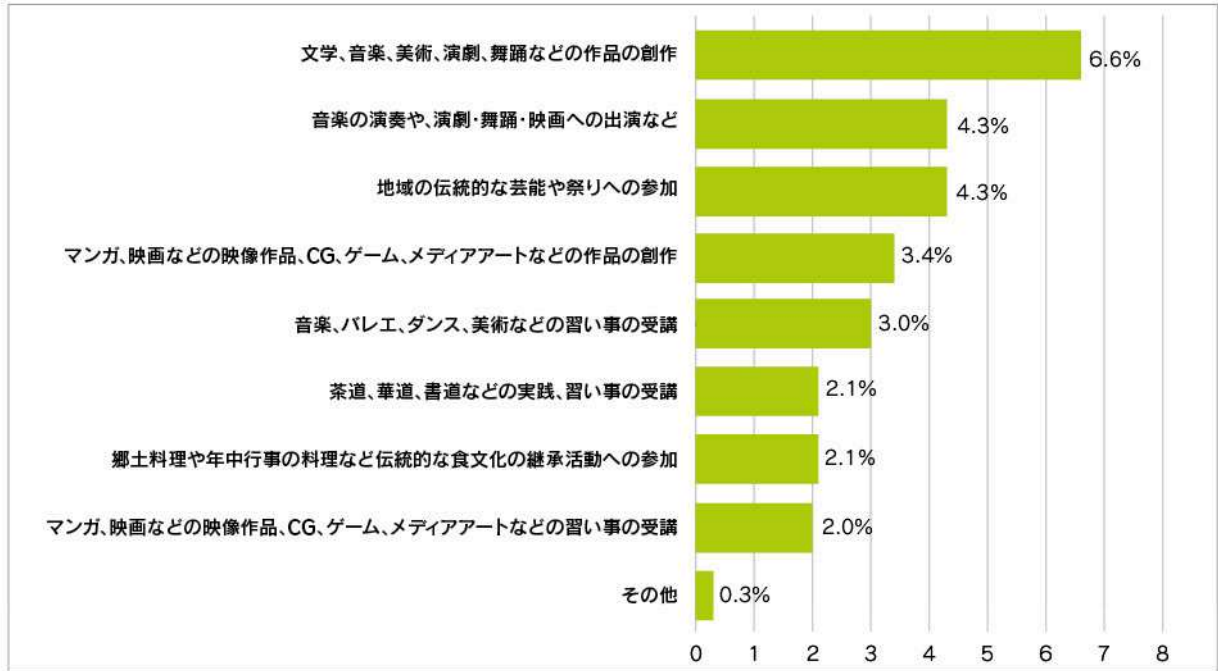
## ● こどもの文化芸術体験に重要なこと（県民調査、複数回答）

こどもの文化芸術体験に重要なことを聞いたところ、「特にない・分からない」が39.6%と最も高くなっています。次いで「学校における公演や展示などの鑑賞体験の充実」（32.5%）、「歴史的な建物や遺跡などについて学習する機会の充実」（26.3%）、「学校における音楽、ダンス、伝統芸能、美術などの創作・実演体験の充実」（23.5%）と続いています。



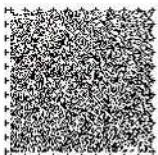
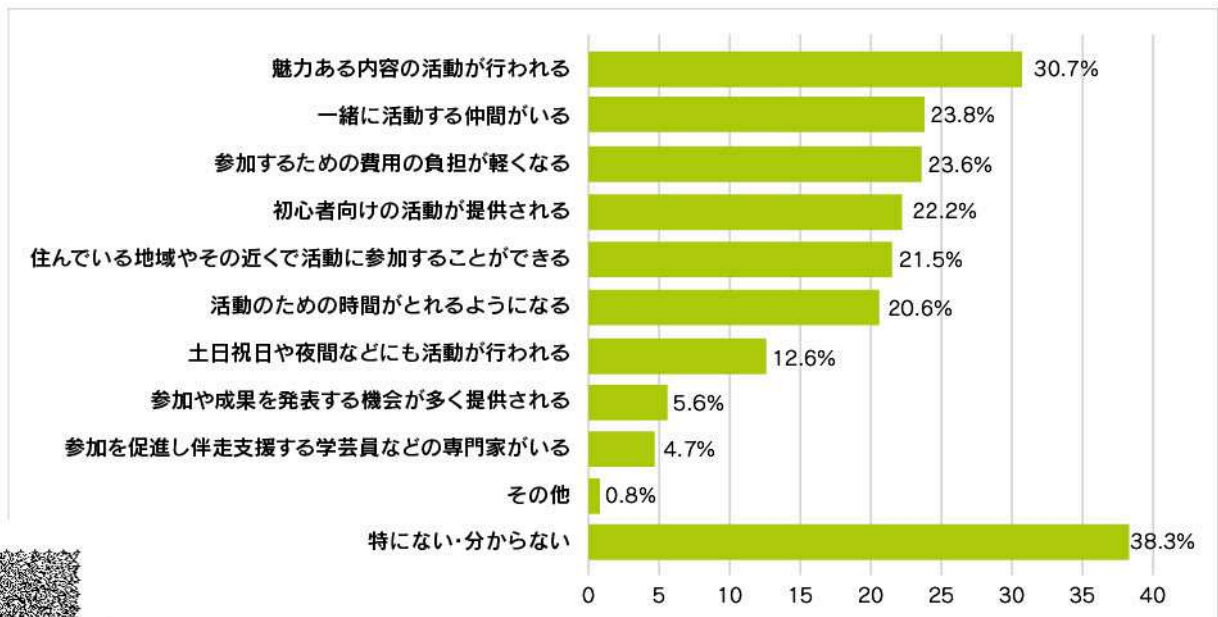
### ● 過去1年間に自ら実践した文化芸術活動のジャンル（県民調査、複数回答）

この1年間に自ら実践した文化芸術活動のジャンルを聞いたところ、「この1年間、自分自身では文化芸術活動をしていない」が81.8%と最も高くなっています。活動があったジャンルでは「文学、音楽、美術、演劇、舞踊などの作品の創作」が6.6%となっており、いずれも1割を満たしていません。「活動をしていない」を除いた、実践した割合は18.2%となっています。



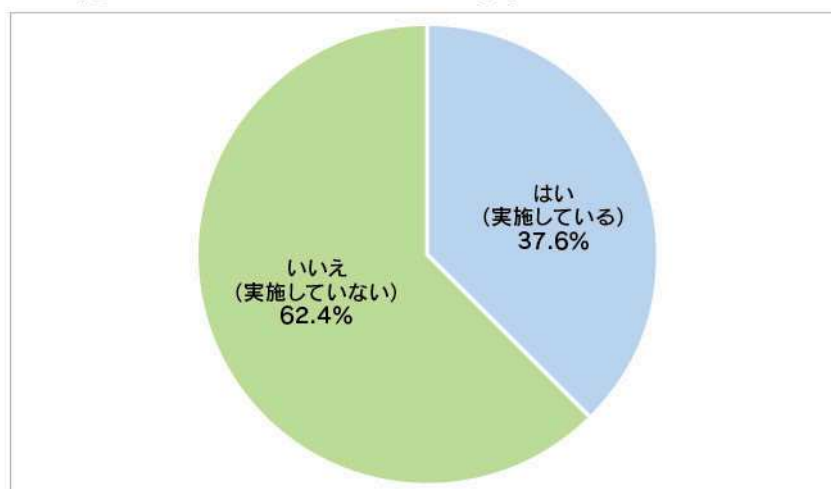
### ● 文化芸術活動に参加しやすくなる条件（県民調査、複数回答）

どうすれば文化芸術活動に参加しやすくなると思うか聞いたところ、「特にない・分からない」が38.3%で最も高くなっています。次いで「魅力ある内容の活動が行われる」（30.7%）、「一緒に活動する仲間がいる」（23.8%）、「参加するための費用の負担が軽くなる」（23.6%）、「初心者向けの活動が提供される」（22.2%）、「住んでいる地域やその近くで活動に参加することができる」（21.5%）、「活動のための時間がとれるようになる」（20.6%）、「土日祝日や夜間などにも活動が行われる」（12.6%）、「参加や成果を発表する機会が多く提供される」（5.6%）、「参加を促進し伴走支援する学芸員などの専門家がいる」（4.7%）と続いています。



### ● 文化芸術活動の実施の有無（障がい福祉サービス事業所調査、単一回答）

文化芸術活動の実施の有無は、「はい（実施している）」が37.6%「いいえ（実施していない）」が62.4%となっています。



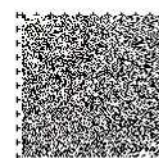
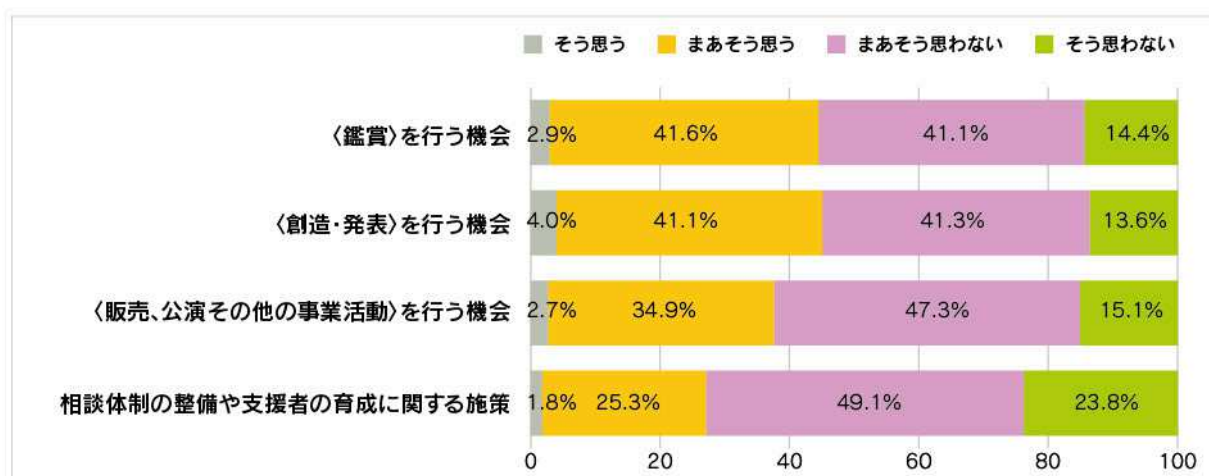
### ● 障がいのある人のための機会は十分だと思うか（障がい福祉サービス事業所調査、単一回答）

県内で障がいのある人が文化芸術を〈鑑賞〉する機会は十分だと思うか聞いたところ、賛同層（「そう思う」と「まあそう思う」）が44.4%に対して、非賛同層（「そう思わない」と「まあそう思わない」）は55.6%となっています。

県内で障がいのある人が文化芸術を〈創造・発表〉する機会は十分だと思うか聞いたところ、賛同層が45.1%に対して、非賛同層は54.9%となっています。

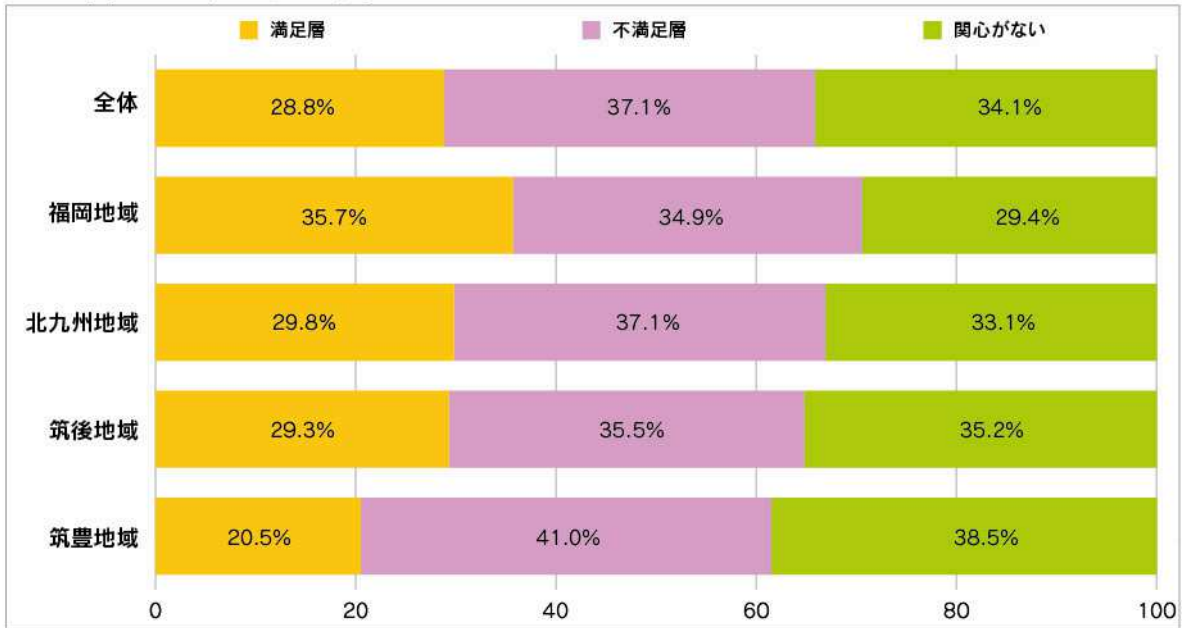
障がいのある人が文化芸術の作品等の〈販売、公演その他の事業活動〉を行う機会は十分だと思うか聞いたところ、賛同層が37.6%に対して、非賛同層は62.4%となっています。

県内で障がいのある人が文化芸術についての〈相談体制の整備や支援者の育成（研修等）に関する施策〉は十分だと思うか聞いたところ、賛同層が27.1%に対して、非賛同層は72.9%となっています。



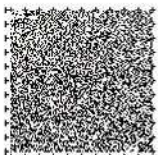
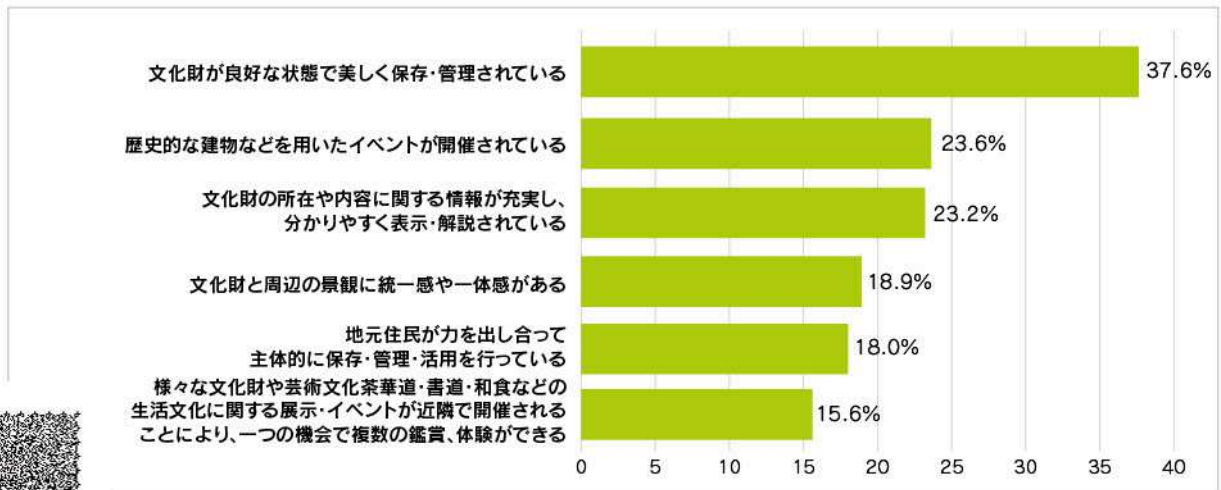
### ● 居住地における文化的な環境への満足度の居住地別の比較（県民調査、単一回答）

文化芸術を鑑賞したり習い事をしたりする機会や文化財・伝統的なまちなみの保存・整備など、居住地域での文化的な環境への満足度について居住地別に比較すると、満足層（「満足している」+「どちらかといえば満足している」）は福岡地域が35.7%で、北九州地域（29.8%）、筑後地域（29.3%）、筑豊地域（20.5%）と他地域との間に差が見られます。



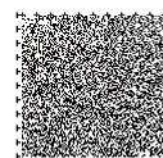
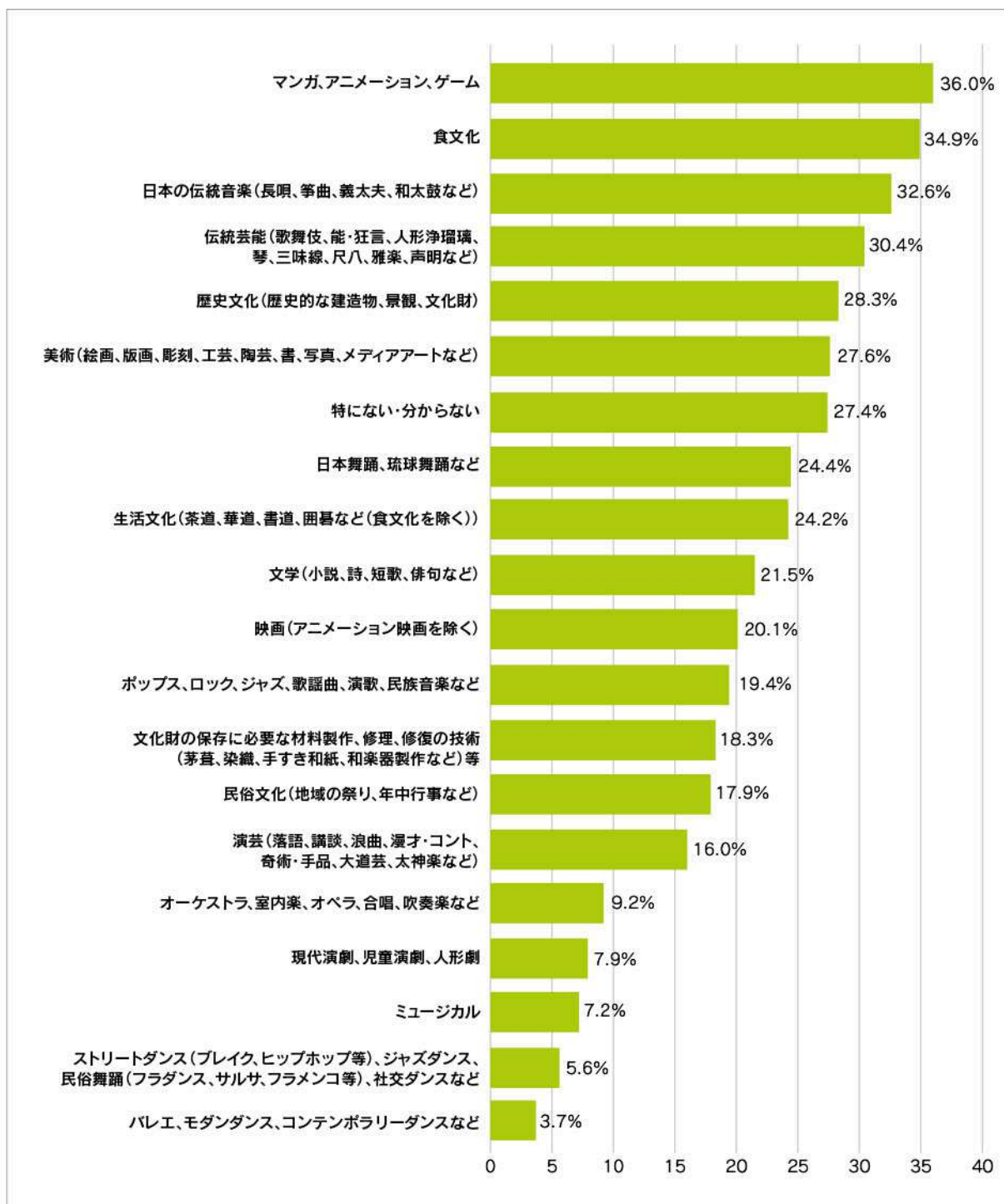
### ● 文化財を地域資源として魅力あるものにするために重要なこと（県民調査、複数回答）

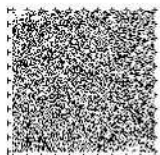
文化財を観光資源として魅力あるものにするために重要なことについて聞いたところ、「文化財が良好な状態で美しく保存・管理されている」が37.6%で最も高くなっています。次いで「特に必要ない・分からない」（36.0%）、「周辺環境（文化財周辺への交通手段、トイレ、歩道等）が整備されている」（25.0%）、「歴史的な建物などを用いたイベントが開催されている」（23.6%）、「文化財の所在や内容に関する情報が充実し、分かりやすく表示・解説されている」（23.2%）と続いています。



### ● 諸外国に発信すべき日本の文化芸術ジャンル（県民調査、複数回答）

諸外国に発信すべき日本の文化芸術ジャンルは、「マンガ、アニメーション、ゲーム」が36.0%で最も高く、次いで「食文化」（34.9%）、「日本の伝統音楽（長唄、箏曲、義太夫、和太鼓など）」（32.6%）、「伝統芸能（歌舞伎、能・狂言、人形浄瑠璃、琴、三味線、尺八、雅楽、声明など）」（30.4%）と続いています。

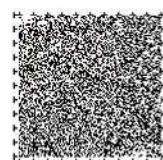




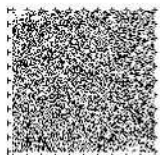
このマークは目の不自由な方が  
使う音声コードです。

〈第3章〉  
計画の目標と  
施策の体系

第2期  
文化芸術振興  
基本計画



このマークは目の不自由な方などが  
使う音声コードです。



このマークは目の不自由な方などが  
使う音声コードです。

## 第3章 計画の目標と施策の体系

### 1 目指す姿と「4つの施策の柱」

#### 目指す姿

##### 「県民の心豊かな生活及び活力ある地域社会の実現」

文化芸術は、人々が暮らしの中で、自由に楽しみ、親しみ、創り出していくものであり、年齢、障がいの有無等に関わらず、あらゆる人に社会参加の機会を与える社会包摂の機能によって、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う精神を育むものです。また、文化芸術には、人々のつながりを創出してコミュニティを活性化する効果や、人々の日常生活の困難や、災害時などの特別な状況において、生きる希望や勇気をもたらす効果もあります。

福岡県には、2つの世界文化遺産をはじめ、文化財、伝統工芸、食文化等、歴史の営みの中で培われてきた、本県が誇るべき魅力あふれる文化があります。地域で守り伝えられてきたこれらの文化を守り、より良いものに高め、将来を担う世代に受け継いでいくとともに、一人ひとりが自分らしく、文化芸術を創造し、享受することができる環境づくりを進め、地域の暮らしの中に文化芸術があふれる、県民の心豊かな生活と活力ある地域社会の実現を目指します。

#### 4つの施策の柱

県民の心豊かな生活と活力ある地域社会の実現を目指し、条例に基づき基本的施策を推進していくにあたって、4つの柱を設定し、本県の文化芸術の振興に取り組んでいきます。

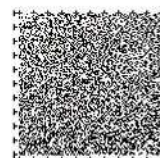
##### 《柱1》文化芸術の振興

私たちは、美術館やホールなどにおける鑑賞や表現活動を通じて、様々な文化芸術を楽しんでいます。人々は、文化芸術に触れることで、楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びを感じ、その人生をより豊かにしていきます。

また、県内各地域で行われている祭りや踊りなどの伝統行事や文化行事への参加など、地域の人々による主体的な文化芸術活動は、地域の一体感を高め、地域に活力をもたらしています。

それら、文化芸術の持つ力を活かすため、福岡県の文化芸術の振興と継承に取り組みます。

令和11（2029）年度に予定されている新福岡県立美術館の開館やその準備をきっかけとして、文化芸術の振興への県民の理解と関心をより喚起し、県民の文化芸術活動の場をさらに広げるとともに、地域の多様な人々により行われる主体的な文化芸術活動への支援、県内各地域の歴史・風土などを反映した特色ある多様な文化芸術を保護し、その発展を図ります。



## 《柱2》文化芸術に親しむことができる環境づくり

県民の誰もが文化芸術に親しみ、文化芸術がもたらす効果を等しく享受できるように、県内各地の劇場やホール、博物館・美術館などの文化施設において多様な文化事業を展開し、文化芸術に触れ親しむことができる環境づくりを進めます。併せて、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成される地域固有の景観を大切に活用していくことで次世代に継承していきます。

本県で育まれてきた文化芸術を次代に受け継ぎ発展させていくためには、文化芸術の担い手となる芸術家や文化芸術団体、文化施設の運営やアートマネジメント<sup>※1</sup>に携わる人の育成・確保が必要です。「福岡県アーツカウンシル<sup>※2</sup>（仮称）」を設立し、文化芸術を担う人材の育成・支援を行うとともに、県、市町村、大学、民間団体など様々な機関と連携・協働しながら、県内の多様な文化芸術活動が持続的に発展する環境を醸成していきます。

また、子どもたちが、日々の暮らしの中で文化芸術に触れること、感じること、学ぶこと、表現することができる機会の充実を図ります。

さらに、文化施設以外の地域の居場所等における県民が文化芸術に触れる機会の充実にも努めます。

そして、県民がその年齢、障がいの有無や国籍、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず、等しく、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができるインクルーシブ（社会包摂的）な環境づくりを進めることで、県民全体のウェルビーイングを向上させていくことを目指します。

## 《柱3》障がいのある人<sup>※3</sup>の文化芸術活動の推進

障がいのある人が生み出す文化芸術活動には、表現や創造の過程に魅力があるもの、既存の考え方にとらわれない新たな価値観を投げかけるものなどが多く存在します。これらの作品に多くの人々が触れ、感動と尊敬、驚きや好奇心を持つことで、相互理解や多様性の尊重などにつながり、共生社会の実現にも寄与することとなります。

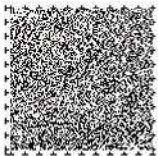
障がいのある人が参加できる鑑賞、創作、発表の機会を提供するとともに、文化芸術活動を支援するための関係機関との連携、協力や人材の育成、確保等を推進し、文化芸術活動を通じた個性及び能力の発揮並びに社会参加を図ることで、誰もが多様な選択肢を持つ社会の構築につなげていきます。

また、その活動が枠組みにはめられ、その他の文化芸術活動との分断が生じることのないように啓発に努めます。

※1 文化施設や文化芸術団体における事業の企画、運営等を担い、地域・市民とアート・アーティストとの橋渡しとなること。

※2 日本語では「芸術評議会」と訳され、研究者によれば「文化芸術に対する助成を基軸に、政府・行政組織と一定の距離を保ちながら、文化政策の執行を担う専門組織」と定義されている。「福岡県アーツカウンシル（仮称）」は令和9（2027）年度に設立予定。

※3 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、難病を原因とする障がいその他の心身の機能の障がいがある人であって、障がい及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を全て指す（障がい者手帳の有無や種類は問わない）。

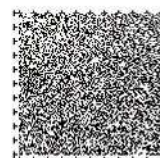
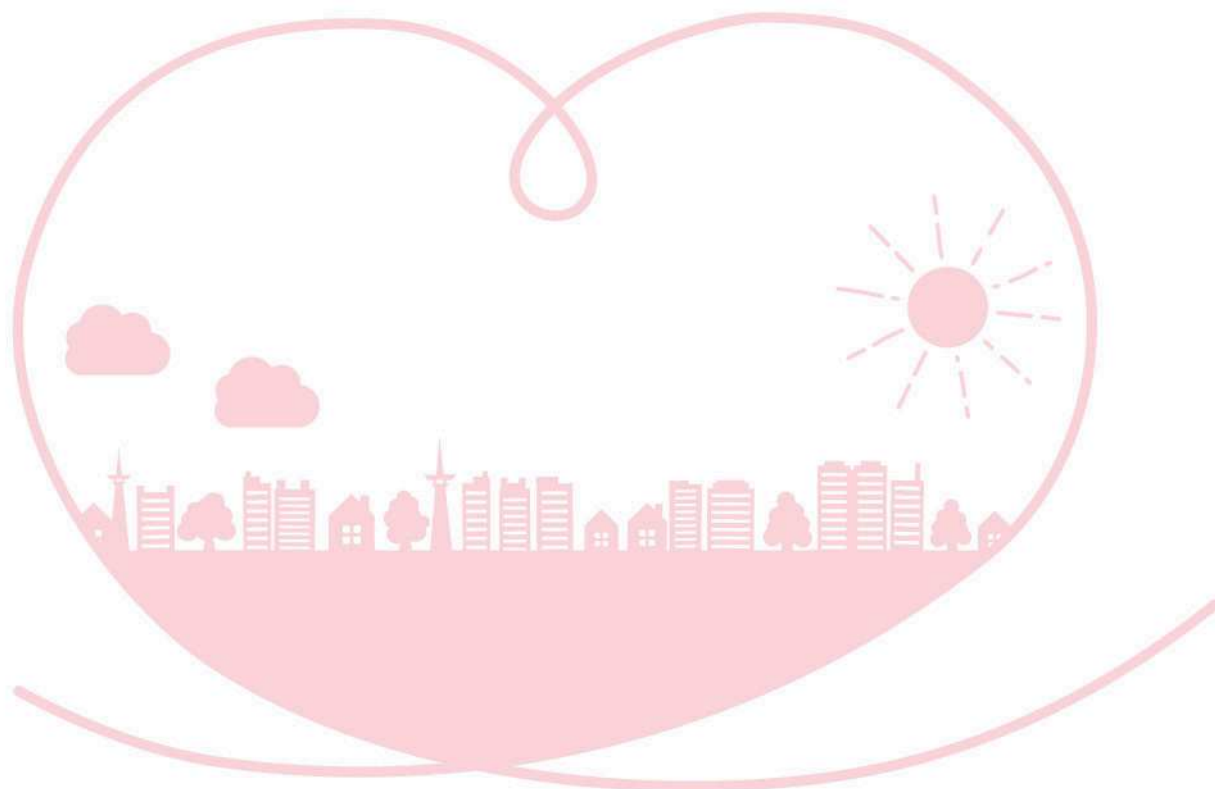


#### 《柱4》文化芸術を活用した地域づくりと魅力の発信

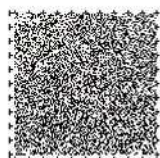
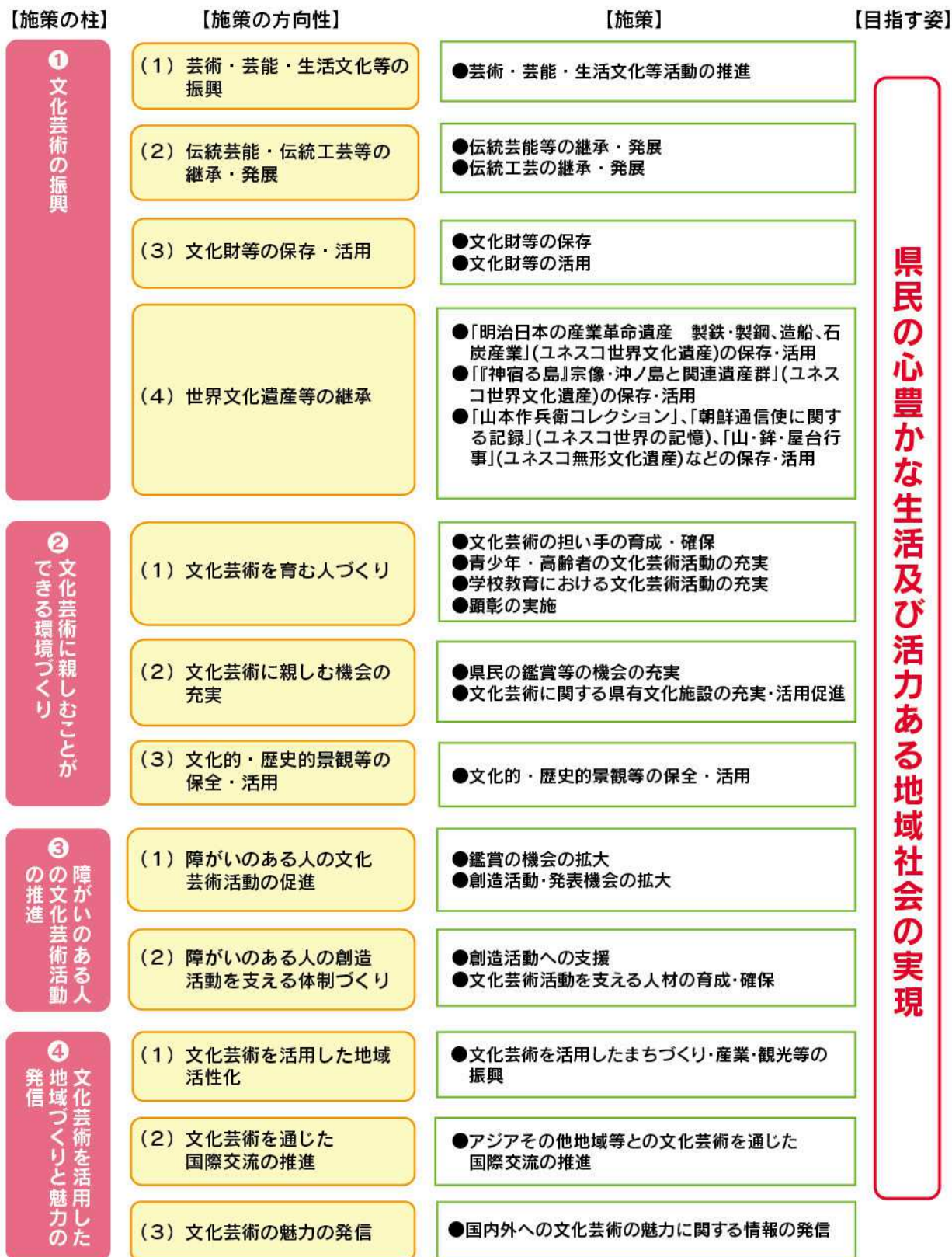
文化芸術は、人々に感動や喜びを与え、地域の魅力を伝えることができる重要な地域資源であり、人のつながりを創出する力や地域への愛着や理解を育む力を持つものでもあるため、地域の活性化や地域課題の解決につながることを期待されています。また、文化芸術の持つ創造する力は、地域のにぎわいを創出し、産業を活性化し、活力に満ちた地域社会を生み出すものでもあります。

互いに異なる背景を持つ人々との文化芸術の交流を通じた相互理解は、地域と地域、人と人との信頼関係を育て友好関係を発達させていく上で、不可欠なものです。

今後も、地域における文化芸術の意義と価値を尊重しつつ、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、観光その他の関連分野における施策との有機的な連携により地域の活性化や地域課題の解決を図るとともに、本県の文化芸術の魅力を力強く発信し、文化芸術を通じた国内外の地域との交流の推進を図ります。

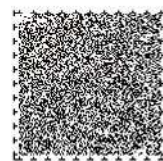


## 2 施策体系図

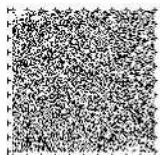


〈第4章〉  
施策の展開

第2期  
文化芸術振興  
基本計画



このマークは目の不自由な方などが  
使う音声コードです。



このマークは目の不自由な方が  
使う音声コードです。

## 第4章 施策の展開

### 1 文化芸術の振興

#### 【これまでの取組・成果（※）】

※令和2（2020）年度から令和7（2025）年度に実施した各種施策の主な取組と成果。  
延べ数は計画期間中（令和8年2月末現在）の数字。

#### ①「新県立美術館」の整備の促進

令和3（2021）年度に「新福岡県立美術館基本計画」を策定し、令和4（2022）年度に公募型プロポーザルにより設計者を決定しました。令和5（2023）年度以降は基本設計・実施設計を行うとともに、ウェブサイトの運営やワークショップを開催するなど、令和11（2029）年度の開館に向けて、着実に事業を実施しています。

#### ②「ふくおか県芸術文化祭」の開催

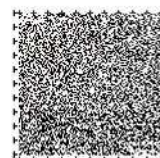
平成5（1993）年度から開催してきた「ふくおか県民文化祭」の名称を、令和6（2024）年度に「ふくおか県芸術文化祭」に改め、年齢や障がいの有無などにかかわらず広く県民が多様な文化芸術を鑑賞・体験できるよう発展させました。毎年10月から12月にかけて、コンサートや演劇、美術展覧会など多彩なイベントを開催しました。延べ150万人以上（主催事業・共催事業・助成事業・参加事業の合計）が参加し、広く県民に文化芸術の鑑賞・参加・創造の機会を提供しました。

#### ③伝統芸能の継承・発展

「大濠公園能楽堂」において、能楽（能・狂言）等の公演の場を提供するとともに、初心者にも分かりやすい「能楽入門講座」や小中学生向けの「子ども能楽教室」を開催しました。また、県内小中学校延べ64校に能楽師を派遣するアウトリーチ事業を実施するなど、こどもたちや若い世代を含めた県民が、能楽に直接触れる機会を多く提供しました。

#### ④伝統工芸品産業の振興

伝統工芸品産地での学生等を対象とした就業体験やインターンツアーの実施により、後継者の確保・育成を図るとともに、伝統工芸品の新商品開発支援や展示販売会・商談会の開催により販売を促進することで、伝統工芸品産業の振興に取り組みました。



## ⑤文化財等の保存・活用

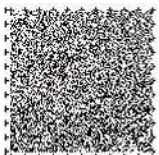
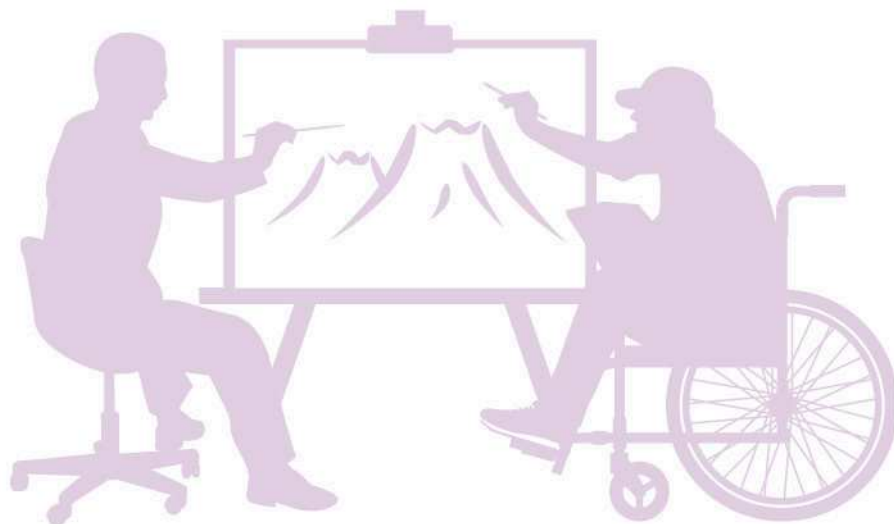
建造物、美術工芸品、史跡等の記念物など、本県の文化財の所有者が行う保存修理・整備に対する助成や、県内の無形民俗文化財（祭り・行事）の悉皆調査など、文化財の保存を推進しました。また、「九州国立博物館」・「九州歴史資料館」において、常設展・特別展やバックヤードツアーの開催などにより、文化財の活用に取り組みました。令和7（2025）年度は、九州国立博物館開館20周年記念事業として、特別展や特集展示をはじめ、県内各地の祭・伝統行事の公演等を実施しました。

## ⑥世界文化遺産の保存・活用

ユネスコ世界文化遺産である「明治日本の産業革命遺産」及び「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」において、各構成資産を周遊するイベントの実施や各地域での展覧会を開催しました。「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」においては、延べ400万人以上が来訪するなど、遺産群の価値の発信と来訪の促進を図りました。

### 【課題】

- 本県の文化芸術の拠点となる「新県立美術館」の開館を令和11（2029）年度に見据え、各種施策の実施により、本県の文化芸術をさらに活性化することが必要です。
- 深刻な少子高齢化の進行による人口減少等により、特に地域の伝統的な文化芸術の担い手が減少していることから、伝統芸能・伝統工芸等の普及・継承・発展に資する取組が求められています。
- 自然災害の激甚化や生活スタイルの変化は、本県の貴重な文化財の滅失や散逸のリスクを高めており、これらを未来へ確実に継承することが必要です。
- 世界文化遺産である「明治日本の産業革命遺産」及び「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」や「山鉾・屋台行事」（ユネスコ無形文化遺産）などを次の世代に継承すべく、関係自治体と連携して本遺産の適切な保存管理及び世界遺産としての価値の発信や周遊促進を図っていくことが必要です。



【施策】 ※第2期福岡県文化芸術振興基本計画において新たに記載した施策に◎

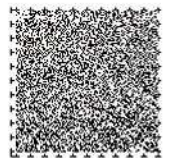
## (1) 芸術・芸能・生活文化等の振興

### ○ 芸術・芸能・生活文化等活動の推進

より多くの県民が文化芸術を鑑賞し、参加し、創造できるように、多彩で魅力的な文化事業を実施します。また、新たな文化芸術の拠点となる新福岡県立美術館の開館に向けた準備を万全に進め、開館後には、県民が文化芸術の魅力を深く享受できる場として、その機能を発揮することで、文化芸術に対する関心をより一層喚起します。

- ① 福岡市にある大濠公園南側において、本県の文化芸術の拠点施設となる新たな県立美術館の整備を促進します。  
また、開館後は、魅力的な展示会の開催や教育普及活動等を通じて、広く県民に文化芸術の鑑賞・参加・創造の機会を提供します。
- ② 市町村や文化芸術団体等と連携して、県内各地域で「ふくおか県芸術文化祭」を開催し、広く県民に文化芸術の鑑賞・参加・創造の機会や文化芸術団体の交流の場を提供します。  
芸術文化祭では、美術、音楽、茶道など分野別の発表や市町村文化芸術団体がブロック毎に連携して取り組む文化イベントの開催、こどもの文化芸術活動の発表・鑑賞の機会を提供するなど多彩な事業を展開します。
- ③ 福岡県文化団体連合会<sup>\*</sup>や公益財団法人九州交響楽団など文化芸術団体に対して、活動の助成や後援を行うなど各団体の自主的な活動を支援します。
- ④ 茶道、華道、書道、食文化等の生活文化の普及・継承の取組を推進します。◎
- ⑤ 産学官（九州大学、福岡市、北九州市、（株）西日本新聞社等）で連携し、デジタルアート作品の公募展「アジアデジタルアート大賞展 FUKUOKA」を開催し、デジタルコンテンツの創造を担う高度な技能と豊かな感性を持つ人材の発掘・育成に取り組みます。
- ⑥ ウェブサイト「ふくおか生涯学習ひろば」により、文化芸術に関する情報をはじめとした生涯学習情報を誰もが身近で入手できる環境を整備し、県民の生涯学習の推進を図ります。
- ⑦ 県と市町村はもとより、九州・沖縄、山口各県と連携し、それぞれが持つ文化芸術に関する情報の相互発信や連携イベントの開催などに取り組み、県域を超えた行政相互の連携を促進します。

※「文化の香りあふれる福岡県」を目指し、平成4年11月に結成された団体。県内の市町村単位の地域別の文化団体（63団体）及び文化芸術の分野別の文化団体（23団体）により構成される。県内の各種文化団体を結ぶ情報センターとしての役割のほか、「ふくおか県芸術文化祭」に代表される広域的な文化事業の実施、芸術文化団体への支援や芸術文化活動指導者の育成などの活動を通して、福岡県の文化振興に寄与するもの。



## (2) 伝統芸能・伝統工芸等の継承・発展

### ア 伝統芸能等の継承・発展

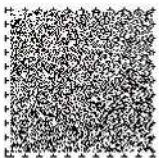
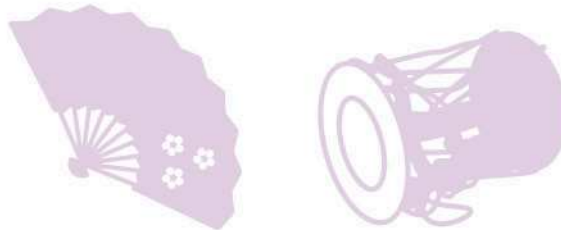
伝統芸能に関する専門性を有する県有文化施設と市町村の文化施設が連携や協力をしながら、伝統芸能の鑑賞や体験の機会を提供します。また、県内各地で継承される祭礼や神楽等の地域の民族芸能を発信するとともに、その現代的な表現や創造を支援し、担い手の参加や交流を促進します。

- ① 「大濠公園能楽堂」において、能楽（能・狂言）の公演の場を提供するとともに、こどもや能楽に親しんだことのない若い人などを対象とした「能楽入門講座」や「子ども能楽教室」などを開催し、能楽を継承する担い手の確保・育成に取り組みます。
- ② 「アクロス福岡」等の県有文化施設において、日本舞踊、筑前琵琶等の伝統芸能の公演の場を提供するとともに、県内各地で、県民が伝統芸能に触れ、伝統芸能に対する理解を深めることができるよう、伝統芸能の鑑賞や体験の機会の充実を図ります。
- ③ 国の重要無形民俗文化財に指定された豊前神楽をはじめ、県内各地域で保存継承されている神楽、風流、獅子舞などの民俗芸能について、「アクロス福岡」等における公演の開催や情報発信、後継者の育成等に取り組みます。

### イ 伝統工芸の継承・発展

県内各地域で継承されている伝統工芸品を広く発信するとともに、継承されてきた技術の紹介や体験等のイベント、民間事業者と連携した展示販売等を通じ、現代社会における伝統工芸の価値を高めていきます。

- ① 経済産業大臣指定伝統的工芸品（7品目）<sup>\*1</sup>及び福岡県知事指定特産民芸品（38品目）<sup>\*2</sup>を常設展示しているアクロス福岡「匠ギャラリー」や県庁「福岡よかもんひろば」において、伝統工芸に関する情報発信に取り組みます。
- ② 伝統工芸士の作品をはじめ県内各地域で製作された伝統工芸・民芸品の紹介・販売や製作実演、体験を実施する展示会などを定期的で開催し、県民が優れた伝統工芸に接する機会を提供します。
- ③ 伝統工芸品産地事業者の後継者育成等に対する支援、伝統工芸品の展示販売会の開催など伝統工芸品産業の振興に取り組みます。



\*1 博多織、博多人形、久留米絨、小石原焼、上野焼、八女福島仏壇、八女提灯

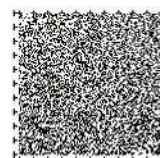
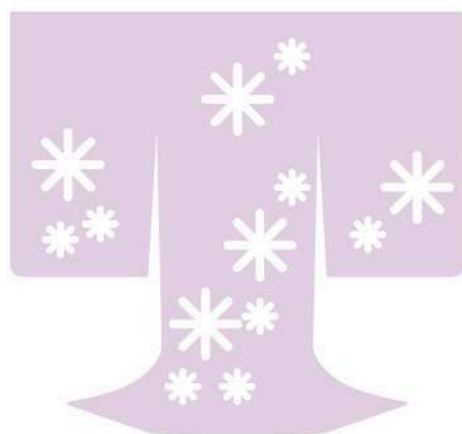
\*2 福岡県で製造される、郷土色が豊かで、一定の伝統性を有する（技術・技法が50年以上の歴史があり今まで継続など）工芸品・民芸品に与えられる指定。

### (3) 文化財等の保存・活用

#### ア 文化財等の保存

文化財等を良好な状態で保存、管理を行うとともに、調査や活用においても最新のデジタル機器や新たな手法を導入し、文化財等の価値をより引き出します。

- ① 県内各地域の文化財を保存していくために、類型や分野・種別ごとに状況を把握し、学術的価値を明らかにする調査を実施します。
- ② 調査等により、文化財の意義や学術的価値が明確になった場合、指定、登録等の具体的な保存措置を講じていきます。
- ③ 文化財の材質や構造等を把握し、状態や保存環境について継続的に情報を収集・分析しながら、文化財の所有者や当該市町村とともに保存の方策を検討し、修理、整備を推進します。
- ④ 文化財を災害から守るために、国指定文化財の緊急防災対策への支援の充実や、文化財の所有者や当該市町村が行う、防火、耐震、環境保全等の各対策について支援する防災マニュアルの作成や訓練等の実施を推進します。
- ⑤ 文化財を盗難等から守るために、文化財の所有者や当該市町村に対し、必要に応じて防犯機器の設置や適切な管理を促し、文化財保護指導委員と連携して指定文化財等の定期的巡視を行います。
- ⑥ 文化財を適切に保存していくために、市町村への技術的な助言や支援を行うとともに、専門職員を対象とした文化財の知識や技術等に関する研修の実施に取り組みます。
- ⑦ 県内各地域及び本県に関わる文化財を保存・継承していくために、「九州国立博物館」や「九州歴史資料館」、「県立美術館」において、文化財の適切な収集・保存に取り組みます。
- ⑧ 「九州国立博物館」や「九州歴史資料館」における文化財の保存修理作業の見学等の取組等により、文化財の保存に対する理解に努めます。
- ⑨ 大規模災害による文化財等の被災調査やレスキュー作業等の必要が生じる事態に備え、被災自治体の要請に応じて、九州・沖縄、山口各県の文化財関係専門職員のネットワークを活用し、迅速に適切な人材の派遣に努めます。
- ⑩ 「九州歴史資料館」の収蔵品をデジタル・アーカイブ化するとともに、デジタル実測機器等を導入した埋蔵文化財調査を実施し、文化財の保存活用を推進します。◎



## イ 文化財等の活用

九州国立博物館や九州歴史資料館、県立美術館での常設展や特別展を通じて、文化財等の魅力を県民や国内外の観光客に発信します。また、県内の学校等への教育普及活動や県民対象の講座を開催します。

- ① 「九州国立博物館」や「九州歴史資料館」、「県立美術館」において、親しみやすく楽しい常設展や特別展を開催し、文化財の魅力を発信します。
- ② 九州国立博物館「きゅーはく号」による移動博物館の取組や「九州歴史資料館」における県民向け講座の開催など文化財を活用した教育普及活動に取り組みます。
- ③ 「旧福岡県公会堂貴賓館」において、入館者が貴賓館の魅力をより感じることができ、事業を実施し、文化財としてのさらなる活用を図ります。◎
- ④ 冊子やパンフレット、ホームページ、SNS等により、多言語化も含め、様々な人々に文化財の価値を伝える情報発信や効果的な公開に取り組みます。
- ⑤ 国・県指定、国登録を受けている日本遺産の構成文化財等についても、所有者や当該市町と連携し、適切な保存を図るとともに、地域の文化財の価値や魅力を高め、観光振興、地域振興等の分野と連携した文化財の多面的な活用をめめます。
- ⑥ 日韓交流事業により文化財の相互比較及び共通理解を推進します。◎

## (4) 世界文化遺産等の継承

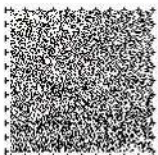
明治日本の産業革命遺産、「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群、山・鉾・屋台行事等の世界に誇る福岡の文化遺産の保存や継承とともに、それらの価値や魅力を世界に向けて積極的に発信します。

### ア 「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」(ユネスコ世界文化遺産)の保存・活用

- ① 三池炭鉱(宮原坑、専用鉄道敷跡等)をはじめ、遺産群とそれを取り巻く緩衝地帯\*について、地元と連携して着実に保存管理するとともに、価値を分かりやすく伝えるための整備を進めます。
- ② 各構成資産を周遊するイベントの実施、県内各地域での展示会の開催、各種広報活動等を通じて、遺産群の価値の発信と来訪の促進を図ります。

### イ 「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」(ユネスコ世界文化遺産)の保存・活用

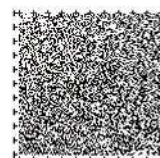
- ① 宗像大社、新原・奴山古墳群をはじめ、遺産群とそれを取り巻く緩衝地帯について、地元と連携して着実に保存管理するとともに、価値を分かりやすく伝えるための整備を進めます。
- ② 各構成資産を周遊するイベントや地域住民との交流を促進する体験プログラムの実施、本遺産群に関する講座の開催、各種広報活動等を通じて、遺産群の価値の発信と来訪の促進を図ります。



\*世界遺産の効果的な保護のために定められる、世界遺産の登録範囲を取り囲む地域。

ウ 「山本作兵衛コレクション」、「朝鮮通信使に関する記録」（ユネスコ世界の記憶）、「山・鉾・屋台行事」（ユネスコ無形文化遺産）などの保存・活用

- ① 国、関係自治体、所有者、保護団体、地域住民と連携して、劣化損傷の防止や伝承活動に関する技術的支援などにより、記録物や無形文化遺産を着実に保存するとともに、その活用を図ります。
- ② 関係自治体、保護団体とともに、国が提案するユネスコ無形文化遺産の新規登録を推進します。



## 【参考：本県の世界文化遺産等について】

### 〈世界文化遺産〉

#### ○「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群

沖ノ島では、4世紀後半から9世紀にかけて航海の安全を願う祭祀が行われました。

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群は、沖ノ島を崇拜する伝統が古代東アジアの活発な対外交流の中で発展し、今日まで継承されてきた貴重な遺産群として平成29（2017）年7月に世界遺産に登録されました。

#### ○明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業

江戸時代の終わりから明治時代にかけて、日本は、西洋の技術や機械を取り入れて、約50年という短期間に驚くべきスピードで産業を発展させました。福岡県ほか7県にまたがる「明治日本の産業革命遺産」は、日本の産業革命の原動力となった重工業の遺産として、平成27（2015）年7月に世界遺産に登録されました。

### 〈日本遺産〉

国では、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・歴史を語るストーリーを日本遺産として認定しており、全国で104件が認定されています。本県では、「関門“ノスタルジック”海峡～時の停車場、近代化の記憶～」及び「砂糖文化を広めた長崎街道～シュガーロード～」が日本遺産に認定されています。

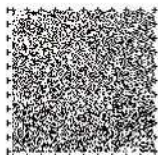
### 〈その他〉

「山本作兵衛コレクション」及び「朝鮮通信使に関する記録」がユネスコ世界の記憶に、「山・鉾・屋台行事・風流踊など」がユネスコ無形文化遺産にそれぞれ登録されています。

## 【成果指標】

施策の充実、強化につなげるため、次のとおり指標を設定します。

施策の柱	指 標	現状値 (年度)	文化芸術振興基本 計画の数値目標 (年度)
1 文化芸術の振興	文化芸術を直接鑑賞した県民の割合	50.1% (R7調査)	75.0% (R12調査)
	「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」の構成資産への来訪者数	909,243人 (R6)	1,000,000人 (R12)



## 2 文化芸術に親しむことができる環境づくり

### 【これまでの取組・成果】

#### ①「アクロス福岡」における魅力ある公演等の開催

本県の文化施設の中核である「アクロス福岡」において、国内外における一流の音楽家による公演や、安価な入場料で楽しめる「ランチタイムコンサート」、小さなこども連れの家族でも楽しめる「アクロス・クラシックフェスタ」等の文化振興事業を延べ350事業実施するなど、県民の文化芸術の鑑賞機会の充実を図りました。

#### ②「県立美術館」における展覧会等の開催

「県立美術館」において、県民から作品を公募する福岡県美術展覧会（県展）のほか、実行委員会展や企画展を開催するとともに、地域住民が参画する移動美術館展を県内各地域で開催するなど、魅力ある事業を展開し、県民の文化芸術の鑑賞機会の充実を図りました。

#### ③「福岡ジュニアオーケストラ」の活動を支援

「アクロス福岡」を活動の拠点とし、小学生から高校生までの約60名が在籍する「福岡ジュニアオーケストラ」の活動を支援しました。成果の発表の場として、年1回アクロス福岡シンフォニーホールでの定期演奏会や、その他特別演奏会、ミニコンサート等を実施するなど、青少年の文化芸術活動の充実を図りました。

#### ④「子ども美術館・博物館無料鑑賞事業」の実施

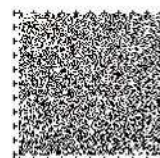
新型コロナの影響でこどもたちが、直接、文化芸術に触れる機会が減少していた状況を踏まえ、令和5（2023）年度に限り、県立と市町村立の美術館や博物館など38施設の常設展において、小・中学生の入館料を無料化し、気軽に芸術作品や文化財等を鑑賞する機会を提供しました。延べ60万人以上の小・中学生の利用料金を免除しました。

#### ⑤学校教育における文化芸術活動の支援

「県立美術館」「九州歴史資料館」において、学芸員等による展覧会の紹介やワークシートに沿った鑑賞活動であるスクール・ミュージアムを実施するとともに、「アクロス福岡」における音楽の出前授業やプロの芸術家や伝統文化継承者等を学校等に派遣するふくおか県芸術文化祭「学校等芸術家派遣事業」の実施により、学校教育における文化芸術活動の充実を図りました。

#### ⑥「シニア美術展」や高齢者を対象とした文化交流大会の開催

県内高齢者の作品を募集・展示する「福岡県シニア美術展」の開催や県内高齢者



が参加する短歌・俳句、囲碁・将棋等の種目を含む「福岡県ねんりんスポーツ・文化祭交流大会」の開催により、文化芸術活動を通じた高齢者の生きがいづくり、世代間交流や社会参加を促進しました。

#### ⑦アーティスト・イン・レジデンス\*の実施

若手芸術家の育成を図るため、みやま市の旧上庄小学校に整備したスタジオを拠点に滞在制作を実施するとともに、制作した作品の展覧会を「県立美術館」や「九州芸文館」で開催しました。

#### ⑧「文化芸術イノベーションアカデミー」の開催

令和6（2024）年度から、公立文化施設や市町村職員を対象とした研修会「文化芸術イノベーションアカデミー」を開始しました。2年間で全8回、延べ430人が参加し、地域の文化芸術に携わる人材の育成を図りました。

#### ⑨顕彰の実施

県の文化振興に顕著な功績のあった個人・団体に「福岡県文化賞」を贈呈するとともに、長年の活動により地域文化の振興に貢献した個人・団体に「福岡県地域文化功労者表彰」を実施し、県民の幅広い文化活動を促進し、本県の文化の向上・発展を図りました。

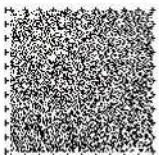
また、「福岡県教育文化表彰」により、本県の教育文化の振興に特に顕著な功績を挙げた個人、団体及び学校その他教育機関を顕彰し、本県の教育文化の向上・発展を図りました。

#### ⑩「福岡県景観大会」の実施

県内各地域のまちづくりの取組の発表やまちづくり団体の活動を紹介するパネルの展示などを行う「福岡県景観大会」を開催し、県内各地域の文化資源でもある良好な景観の保全・活用を図りました。

#### 【課題】

- 急速な少子高齢化の進行は、文化芸術活動の担い手の減少を招き、次代を担う若手芸術家等の育成が困難になるという深刻な課題を提起しています。文化芸術の自立性と創造性を尊重し、専門的かつ長期的な視点から、こうした若手芸術家等を育成・支援するための体制の構築や専門機関の設立が必要です。
- 「福岡県における文化芸術活動実態調査」の結果から、文化芸術への関心が十分でない県民が多いことが明らかになりました。これはウェルビーイングの向上を目指すうえで、文化芸術が持つ多様な価値が十分に届いていないことの表れであり、県内各地域における文化芸術の鑑賞・体験の機会の提供に依然として地域差が存在するため、関心向上の大きな障壁になっているものと考えられます。



\*一定期間アーティストがある土地に滞在して作家活動を行うこと

## 【施策】

## (1) 文化芸術を育む人づくり

## ア 文化芸術の担い手の育成・確保

文化芸術の自立性と創造性を尊重し、専門的かつ長期的な視点から、若手芸術家や文化芸術団体等を育成・支援します。また、市町村の文化担当職員や文化芸術の企画制作に携わる人材の育成や交流を促進します。あわせて、県の文化芸術施策へのニーズや、事業の成果や課題を検証します。

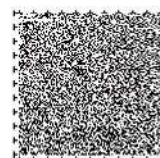
- ① 文化芸術に関する高い専門性を活用して県の文化芸術の振興を図るため、文化芸術の専門人材を配置し、文化芸術活動の担い手を育成・支援する「福岡県アートカウンシル（仮称）」の設立に向けた検討を進めます。◎
- ② アーティスト・イン・レジデンスや若手芸術家の国内外での活動を支援するための助成を実施し、新進気鋭の芸術家を育成します。◎
- ③ 若手芸術家の活動を支援するため、文化芸術に関する県内外の留学・研修制度、コンテスト等に関する情報提供や若手芸術家の公演等の情報発信などに取り組みます。
- ④ 「アクロス福岡」において、プロの音楽家を目指すこどもたちを対象としたセミナーの開催や、セミナー卒業生を対象とした演奏機会の提供など、文化芸術団体や大学等と連携し、育成から活動の場の提供まで長期にわたって若手芸術家を育成する取組を進めます。
- ⑤ 県有文化施設において、学芸員資格取得のための博物館実習生や学生のインターンシップなどの受入れを行うとともに、博物館活動に興味があり、アートコーディネーター等を目指そうとしている人を対象とした研修会を開催するなど、文化芸術活動を支える人材育成に努めます。
- ⑥ 公立文化施設や市町村職員を対象とした研修会「文化芸術イノベーションアカデミー」を開催し、文化芸術における多様性や人権の知識等を学ぶとともに、公共文化施設同士が連携して文化事業を実施できるネットワークを構築します。◎
- ⑦ 県と文化芸術団体や文化施設等が連携し、県民が文化に親しむ手助けをしたり、地域文化の魅力を伝えたりする活動を行う文化ボランティアや、地域において文化芸術活動のリーダーとなる人材を育成し、その活動を支援していく取組を進めます。

## イ 青少年・高齢者の文化芸術活動の充実

文化芸術の体験は、乳幼児や未就学児を含むこども・青少年にとって、健全な成長に不可欠であり、また、高齢者にとっても、社会参加の促進や生きがいづくりにつながります。

このため、県内各地の身近な場所で、こどもから高齢者まであらゆる世代が文化芸術に親しめるよう体験機会を提供します。

- ① 「ふくおか県芸術文化祭」において、青少年が日頃から実践する美術、舞台芸術などの文化芸術活動を発表・鑑賞できる機会を提供します。

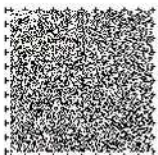


- ② 「アクロス福岡」において、小学生から高校生で構成される「ジュニアオーケストラ」の活動に対する支援や未就学児も入場できる「アクロス・クラシック・フェスタ」、「マタニティコンサート」の開催など青少年の文化芸術活動の充実を図ります。
- ③ 「九州国立博物館」や「九州歴史資料館」において、日本と交流のあった国々の文化や歴史を親子で体験できる機会や古代の暮らしや技術を青少年が体験できる機会を提供します。
- ④ 県有文化施設において、大学生等の若者や高齢者、障がいのある人などを対象として、観覧料の免除や割引チケットの販売等を行い、鑑賞の機会の充実に努めます。
- ⑤ 「日本伝統工芸展福岡展」にあわせて、「伝統工芸こども鑑賞コース」を実施し、青少年に伝統工芸技術に親しむ機会を創出します。◎
- ⑥ 人材バンクを運営し、公立中学校の文化部活動の地域展開を図ります。◎
- ⑦ 「福岡県子ども読書推進計画」に基づき、社会教育主事等による家庭教育支援に関する研修会等を通じて、家庭における読書の意義や保護者の関わり方を啓発するなど、こどもの発達段階に応じた読書活動の取組を進めます。
- ⑧ 小学生を対象とした「折り紙ヒコーキ大会」を開催し、伝統文化に触れ、創意工夫しながら切磋琢磨する機会を提供します。◎
- ⑨ 県民から広く作品を公募する「福岡県美術展覧会」を開催し、青少年から高齢者まで県民の創作意欲を高め、創作活動の推進を図ります。
- ⑩ 「シニア美術展」や高齢者を対象とした短歌・俳句、囲碁・将棋等の文化交流大会を開催し、文化芸術活動を通じた高齢者の生きがいづくり、世代間交流や社会参加を促進します。
- ⑪ 高齢者が、長年文化芸術活動に取り組んできた豊富な知識や経験を生かして、地域社会等において活躍できる場の充実を図ります。

#### ウ 学校教育における文化芸術活動の充実

**県有文化施設、教育委員会、文化行政担当課が連携・協力し、県内の学校教育現場での出前授業や体験活動に文化芸術団体、芸術家等を派遣する仕組みを整備します。**

- ① 「九州国立博物館」や「県立美術館」、「九州歴史資料館」において、小・中・高等学校、特別支援学校が行う美術作品等の鑑賞や出土した土器等の実物資料に触れる体験といった学習活動を支援し、文化芸術に関する教育の充実を図ります。
- ② 「アクロス福岡」において、小・中学校を九州交響楽団によるクラシック演奏会に招待するなど、児童生徒が質の高い芸術を鑑賞する機会の充実を図ります。
- ③ 小・中学校や特別支援学校等へプロの演奏家やダンサーなどを派遣し、児童生徒が様々な芸術や伝統芸能等に触れる機会を提供します。
- ④ 県立・市町村立学校において芸術科目の教員採用を定期的に行うなど学校教育における指導者の確保に努めます。
- ⑤ 福岡県高等学校芸術・文化連盟及び福岡県中学校文化連盟が開催する福岡県高等学校総合文化祭や福岡県中学校総合文化祭などを支援し、学校の文化部活動



の活性化を図ります。

## エ 顕彰の実施

**福岡県の文化芸術振興に貢献してきた団体や個人の活動やその功績を広く県民に周知することで、県民の多様な文化芸術活動の更なる促進を図ります。**

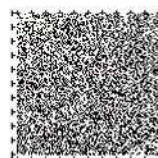
- ① 福岡県文化賞により、県民文化の向上・発展に貢献し、業績が顕著な個人・団体を表彰します。
- ② 福岡県地域文化功労者表彰により、長年の活動により本県の地域文化の振興に貢献し、その功績が特に顕著な個人・団体を表彰します。
- ③ 福岡県文化賞の贈呈及び福岡県地域文化功労者表彰により、本県出身の芸術家や作家等を広く周知します。
- ④ 福岡県教育文化表彰により、本県における教育文化の振興に貢献し、その功績が特に顕著な個人、団体及び学校その他教育機関を表彰します。◎

## (2) 文化芸術に親しむ機会の充実

### ア 県民の鑑賞等の機会の充実

**文化芸術の直接鑑賞や体験の機会を、県内各地で幅広い世代を対象に、文化芸術が身近に感じられるよう多彩なジャンルで展開します。**

- ① 県有文化施設において、各施設の特色を活かした魅力ある公演等を開催します。また、公演等の事業実施にあたっては、働く世代や子育て世代が参加しやすい取組を進めます。
  - 「アクロス福岡」において、国内外の一流の芸術家や芸術団体による公演、安価な入場料で楽しめる「ランチタイムコンサート」、小さな子ども連れの家族でも楽しめる「アクロス・クラシックふえすた」など多彩な事業を展開します。
  - 「ももち文化センター (SAWARAPIA)」において、魅力ある舞台芸術の公演等を招へいするとともに、デジタルアーカイブ化された舞台映像の上映会の開催や働く世代等も参加しやすい夜間講座を含めた、演劇、茶道、邦楽、書道などを学ぶ講座の開設に取り組みます。
  - 「九州芸文館」において、国内外の優れた作品を紹介する美術展や県立美術館が所蔵するコレクションを紹介する展覧会、筑後地域等で受け継がれてきた伝統芸能や伝統文化を紹介するイベントなどを開催するとともに、絵画、彫刻、陶芸などを学ぶ講座の開設や一定期間、国内外の芸術家が滞在して活動等を行うアーティスト・イン・レジデンスなどに取り組みます。
  - 「県立美術館」において、本県の美術を多角的な視点で紹介する展覧会や国内外の優れた作品を紹介する展覧会、美術講演会、ワークショップ



ブ、地域住民が参画する移動美術館展の県内各地域での開催など多彩な事業を展開します。

また、所蔵する美術品をインターネットで鑑賞できる「バーチャル美術館」によりオンラインによる鑑賞の機会の充実を図ります。

- 「新県立美術館」において、建物の中央にある新たな芸術表現や活動を誘発する「メディアヴォイド」と呼ぶ吹き抜け空間を活かし、大型のアート作品展示するほか、現代を代表する作家の作品を気軽に楽しめるようにします。

また、誰もが、いつでも、どこからでも美術館が有する美術作品やアーカイブズ資料等にアクセスできるよう、デジタル化・オンライン化を進めます。◎

- 「県立図書館」において、出版物の収集・保存・提供・展示等を行うことで、文化芸術に関するものを含めて様々な本との出会いの機会を創るとともに、県内図書館サービスの推進拠点として、研修事業や相互貸借の充実、図書館ボランティアの育成などにも取り組みます。

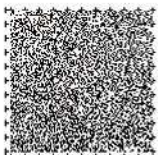
また、電子書籍サービス「福岡県立図書館電子図書館」によりオンラインによる読書の機会の充実を図ります。

- ② 県有文化施設において、鑑賞等の機会を提供するにあたっては、人権の視点を持って展示、イベント等を企画、開催するとともに、障がいのある人や外国人など多様な人々が利用しやすい環境づくりを進めます。
- ③ 県が設立している三公立大学法人（九州歯科大学、福岡女子大学、福岡県立大学）が有する知的資源を生かして、公開講座や社会人の学び直しの機会の充実を図ります。
- ④ 県庁1階ロビーにおいて音楽公演、能楽公演、障がい児者美術展等を開催するなど公共施設における文化芸術の公演や展覧会等の開催に努め、子育て世代や高齢者をはじめ、県民が住んでいる地域で身近に文化芸術を直接鑑賞できる機会の充実を図ります。
- ⑤ 「アクロス福岡」の「文化観光情報ひろば」やウェブサイトにおいて、九州・沖縄・山口エリアの音楽公演、演劇公演、文化講座、観光などの情報を収集・提供します。
- ⑥ 県内各地のこども食堂等で文化芸術ワークショップを開催し、様々な地域で気軽に文化芸術活動に触れる機会を提供します。◎

## イ 文化芸術に関する県有文化施設の充実・活用促進

**県有文化施設が有する専門性や特徴を十分に活かしながら、周辺圏域の住民の利用を促し、市町村との連携や協力を推進します。**

- ① 障がいのある人や外国人、小さな子ども連れの家族など、多様な人々が利用しやすいよう、音声ガイド、外国語による表記、託児室の設置など県有文化施設の環境整備を推進します。



- ② 県有文化施設において、県民が主体的に文化芸術に関する事業を企画し、実施する取組を支援します。
- ③ 「アクロス福岡」を県内文化施設の中核施設として位置づけ、地域住民の文化芸術活動の拠点である市町村文化施設等と県有文化施設が連携し、文化イベント、職員の資質向上研修といった共同事業の実施や主催事業に関する情報の相互発信などの取組を進めます。

(3) 文化的・歴史的景観等の保全・活用

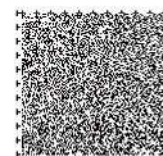
文化的・歴史的景観や各地の農山漁村に残されている景観等を魅力あるものにするために、保全や管理を行うことに加えて、それらの価値を伝えるためのイベントの開催や、分かりやすい表示や解説等の情報提供を充実させます。

- ① 県内各地域の文化資源でもある良好な景観を保全・整備・創造する「美しいまちづくり」への関心を高めるため、県内各地域のまちづくりの取組の発表やまちづくり団体の活動を紹介するパネルの展示などを行う「福岡県景観大会」を開催します。
- ② 個性豊かで美しく、誇りを持って次世代に継承することができるまちづくりを推進するため、本県の美しい風景を描いた絵画や写真等を幅広い年齢層から募集する「福岡県美しい景観選」を実施し、作品の展示や表彰を行います。
- ③ 福岡県美しいまちづくり条例に基づき広域的な景観計画を策定し、複数の市町村の区域にわたる良好な景観の形成・保全を図ります。
- ④ 都市・地域計画や景観、コミュニティづくりなどに関する各専門分野の人材を「まちづくり専門家」として登録するとともに、地域住民団体や市町村に対して派遣し、県内各地域で抱えているまちづくりに関する諸課題の解決を支援します。
- ⑤ 文化財保護法で定められている文化的景観及び伝統的建造物群をはじめ、歴史的な建造物、集落や町並み、景観等を地域で守り、次世代に継承していく取組を支援します。

【成果指標】

施策の充実、強化につなげるため、次のとおり指標を設定します。

施策の柱	指 標	現状値 (年度)	文化芸術振興基本 計画の数値目標 (年度)
2 文化芸術に親し むことができる 環境づくり	自ら文化芸術活動を実践した県民の割合	18.2% (R7調査)	30.0% (R12調査)
	ふくおか県芸術文化祭の参加者数 (主催事業、共催事業及び助成事業)	83,216人 (R6)	100,000人 (R12)



このマークは目の不自由な方などが使う音声コードです。

### 3 障がいのある人の文化芸術活動の推進

#### 【これまでの取組・成果】

##### ①劇場体験プログラム「劇場って楽しい！！」の実施

「アクロス福岡」において、知的・発達障がい児（者）に向けての劇場体験プログラム「劇場って楽しい！！」を毎年実施しました。コンサートでは、手話通訳や字幕表示、チラシへ音声コードの説明を導入するなど、視覚・聴覚に障がいのある人が楽しめるように努め、延べ2,300人以上の参加がありました。

##### ②「ピープルアートパフォーマンス」の開催

「ももち文化センター（SAWARAPIA）」において、多様な背景を持つ当事者団体の芸術活動の発表の場である「ピープルアートパフォーマンス」を開催しました。開催においては手話通訳や字幕投影を実施し、障がいのある人の発表の機会を創出するとともに鑑賞の機会の拡大を図りました。

##### ③「ふくおか県障がい児者美術展」の開催

県内の障がい児者による美術作品（絵画、書道、写真）を集め、美術展覧会を開催しました。毎年600を超える応募の中から受賞者を決定し表彰を行い、障がいのある人が創造した作品を発表する機会の拡大を図りました。

##### ④「まごころアート FUKUOKA GALLERY 事業」の実施

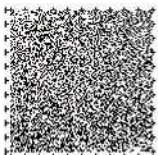
障がいのある人が制作したアート作品のレプリカ及び画像データを官公庁・企業・団体等へ有料でレンタル・販売し、その料金の一部（30%）を作品制作者に還元する「まごころアート FUKUOKA GALLERY 事業」を実施し、作品の販売や収益の向上につながる仕組みづくりに取り組みました。

##### ⑤「福岡県障がい者芸術文化活動支援センター（FACT）<sup>\*</sup>」の運営

「福岡県障がい者芸術文化活動支援センター（FACT）」において、障がいのある人の文化芸術活動に関する相談支援や人材育成を目的としたセミナーの開催、関係者のネットワークを構築するなど、創作活動を支える体制づくりに努めました。

#### 【課題】

- 障がいのある人の文化芸術活動は、個性や能力の発揮、社会参加につながると期待されていることから、鑑賞・創造・参加できる環境づくりを進めるとともに、それを支える人材の育成・確保が必要です。



<sup>\*</sup>障がいのある人の芸術文化活動の一層の推進を図ることを目的に、障がいのある人の芸術文化活動を支援する地域の拠点として県が設置している機関。芸術文化活動を行う障がいのある人やその家族、障がい福祉サービス事業所等に対する相談支援、活動を支える人材の育成、関係者のネットワークづくり、障がいのある人による表現活動の発表機会の確保等の業務を行っている。

**【施策】****(1) 障がいのある人の文化芸術活動の促進****ア 鑑賞の機会の拡大**

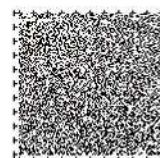
**障がいのある人が参加できる多彩な分野の鑑賞機会を提供します。また、県有文化施設と市町村の文化施設が連携し、障がいのある人の文化芸術活動における合理的配慮に関する職員研修などを実施します。**

- ① 県有文化施設において、文化芸術を鑑賞する際の情報保障（手話通訳、音声ガイド等）の取組を進めます。
- ② 県有文化施設において、声を上げて体を動かして楽しむクラシックコンサートや展示作品に触れることができる展覧会など鑑賞しやすく、施設を利用する動機付けとなるような公演や展覧会等を開催し、その知見やノウハウを市町村の文化施設等と共有します。
- ③ 特別支援学校、障がい福祉サービス事業所等へ劇団や楽団等を派遣し管弦楽、児童劇、演芸等の公演を実施するアウトリーチ活動を推進し、居住する地域にかかわらず、文化芸術活動に触れる機会の充実を図ります。
- ④ 「九州国立博物館」において、手話通訳付き講座・ミュージアムトークや視覚障がい者を対象とした対話型鑑賞会を実施するなど、障がいに応じた観覧の機会を提供します。◎
- ⑤ 「新県立美術館」において、あらゆる人々が快適に利用できるユニバーサルデザインの考え方に基づく施設整備を促進します。◎

**イ 創造活動・発表機会の拡大**

**障がいのある人が参加できる多彩な分野の創作活動や発表機会を提供します。また、障がい福祉サービス事業所や特別支援学校に向けた文化芸術活動に関する広報宣伝や情報発信をより積極的に行います。**

- ① 障がいのある人もない人も地域の多様な人たちが交流しながら作品を創造し、発表できる機会を充実することにより、相互理解や多様性を受け入れられるインクルーシブな社会の実現を図ります。
- ② 「ふくおか県障がい児者美術展」の開催やまごころアートの展示会をはじめ、市町村にも協力を求め、障がいのある人が創造した作品を発表する機会の拡大を図ります。
- ③ 障がい福祉サービス事業所等へ美術や舞台芸術などの専門アドバイザーを派遣するとともに、障がいの特性に応じた創作支援を学ぶセミナーの開催などに取り組み、障がい福祉サービス事業所等における創造活動の充実を図ります。



## (2) 障がいのある人の創造活動を支える体制づくり

### ア 創造活動への支援

障がいのある人の文化芸術活動の実施に協力するため、福岡県障がい者芸術文化活動普及支援センター（FACT）と県・市町村の福祉担当部署との間で、相談支援や情報収集・発信等の連携や協力を強化します。

- ① 「福岡県障がい者芸術文化活動支援センター」において、障がいのある人の文化芸術活動に関する相談や助言、情報提供などを行います。
- ② 著作権など創造した作品に関する権利の理解を促進するため、福祉関係者、教育関係者などを対象とした、作品の権利保護等の専門家による研修会を開催します。
- ③ 障がいのある人が創作した作品について多くの人に鑑賞してもらうだけでなく、収入向上や社会参加につなげる「まごころアート FUKUOKA GALLERY 事業」や「まごころ製品」販売会の取組を着実に進めるとともに、更に多くの方に活用いただけるよう周知広報など普及促進を図ります。◎

### イ 文化芸術活動を支える人材の育成・確保

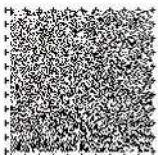
福岡県障がい者芸術文化活動普及支援センター（FACT）、県有文化施設と市町村の文化施設が連携・協力し、障がい福祉サービス事業所や特別支援学校に文化芸術活動の指導者等の紹介や派遣をする仕組みを整備します。

- ① 文化施設、学校等において創造活動の指導・支援を行う人材や、鑑賞支援を行う人材の育成に努めます。
- ② 市町村、福祉団体、文化芸術団体、教育機関、行政等の関係者が持つ課題を共有し、専門家等が助言する場の提供などにより、文化芸術活動を支える関係者を増やすとともに、ウェブサイトやSNSを使用し、継続して情報交換ができる環境を整備します。

#### 【成果指標】

施策の充実、強化につなげるため、次のとおり指標を設定します。

施策の柱	指 標	現状値 (年度)	文化芸術振興基本 計画の数値目標 (年度)
3 障がいのある人の文化芸術活動の推進	施設内外を問わず、文化芸術活動を行った指定障がい福祉サービス事業所の割合	37.6% (R7調査)	60.0% (R12調査)
	障がいのある人の文化芸術活動に関する施策(相談体制・支援者育成)への満足度 ※施策が「十分である」と回答した指定障がい福祉サービス事業所の割合	27.1% (R7調査)	40.0% (R12調査)



## 4 文化芸術を活用した地域づくりと魅力の発信

### 【これまでの取組・成果】

#### ①「地域伝統行事お助け隊」による派遣の実施

伝統行事の担い手確保を支援するため、令和5（2023）年度に「地域伝統行事お助け隊」を創設し、要請のあった伝統行事にお助け隊を派遣しました。延べ21の伝統行事に派遣を実施し、伝統行事の継承と地域活性化に貢献しました。

#### ②アーティスト・イン・レジデンスの実施

若手音楽家が、日田彦山線沿線地域に滞在し、地域の風土、歴史、文化に触れ、そして地域住民との触れ合いの中で感じ取ったものを元に作曲し、演奏会で披露しました。

また、若手芸術家が、みやま市の旧上庄小学校に整備したスタジオを拠点に、地域住民との交流を行いながら滞在制作を行いました。

#### ③「アクロスおでかけナビ」による情報提供事業の実施

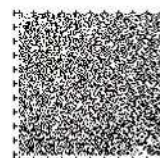
「文化観光情報ひろば」やウェブサイト「アクロスおでかけナビ」において、九州・山口エリアの音楽公演、演劇公演、文化講座、観光などの情報の収集・提供を実施しました。「アクロスおでかけナビ」のアクセス件数は延べ29万件以上であり、本県の魅力を効果的に発信しました。

#### ④「匠ギャラリー」を活用した伝統工芸品の魅力発信

カフェ、物販コーナー及び多目的スペースを併設した「匠ギャラリー」を令和5（2023）年3月にリニューアルオープンしました。伝統工芸品等を常設展示するとともに、県内各地域で製作された伝統工芸品等を紹介・販売する展示会や製作の実演、体験を実施する展示会を定期的に開催しました。延べ約88万人が来場するなど、本県の伝統工芸品の魅力を発信しました。

### 【課題】

- 「福岡県における文化芸術活動の実態調査」の結果から、地域における伝統文化への認識が十分でない県民が多いことが明らかになったことから、次世代に地域の伝統文化を継承する取組が必要です。
- 諸外国との文化交流は、国際関係の安定につながり、世界の文化の発展につながると期待されることから、本県の文化を活用した文化交流のさらなる推進が必要です。
- 文化芸術の豊かさを活用した国内外からの観光旅客の来訪促進やリピーターの確保、地域活性化などに資する取組が必要です。



## 【施策】

### (1) 文化芸術を活用した地域活性化

#### ○ 文化芸術を活用したまちづくり・産業・観光等の振興

文化芸術を触媒として、市町村、民間事業者、県民等と協働しながら、地域の文化芸術活動や伝統工芸、文化資源をまちづくりや産業振興、観光振興等につなげることで、地域に新しい価値や魅力を付加し、地域活性化を図ります。

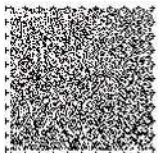
- ① 民俗芸能、伝統工芸品、祭り等地域で継承されている伝統文化や生活に根差した衣食住の文化、景観、歴史等の地域資源などの魅力を活用した観光振興や地域活性化に取り組みます。
- ② 要請のあった伝統行事に「地域伝統行事お助け隊」を派遣し、不足する地域の伝統行事の担い手確保を支援します。◎
- ③ 文化芸術活動を活用したまちづくりの基盤整備のため、地域と文化芸術をつなぐ、地域に根差した専門人材を育成するとともに、地域の文化資源を活用した新たな価値創造を目指す取組を支援します。◎
- ④ 世界水準の芸術団体の公演を継続して開催することにより地域に根付かせ、また、地元芸術団体との共演やワークショップの実施により、新たな価値の醸成に取り組みます。◎
- ⑤ 文化芸術が持つ社会的・経済的価値を活かし、観光振興や地域コミュニティの再生、都市と農村の交流の促進など地域課題の解決を図る取組を支援します。
- ⑥ アニメやマンガの舞台となった場所を活用したまちづくりなど、アニメ、マンガ、ゲーム等といったコンテンツを活用した地域活性化の取組を促進します。
- ⑦ アーティスト・イン・レジデンスの実施によるアーティストと地域の交流等により、文化芸術を基幹とした地域活性化に取り組みます。◎
- ⑧ 開館後の「新県立美術館」において、訪れた人々が、多様な作品や人々と出会い、交流し、新たな活動をはじめることができる、アートを介したコミュニティの拠点となり、地域コミュニティの活性化に取り組みます。◎

### (2) 文化芸術を通じた国際交流の推進

#### ○ アジアその他地域等との文化芸術を通じた国際交流の推進

県内の国際交流機関との連携・協力を推進しながら、伝統的な文化から現代的な文化や生活文化まで多彩な分野の活動を通じた文化交流を展開します。

- ① 「九州国立博物館」において、海外博物館等との文化交流協定を締結し、共同調査研究、文化財や資料の貸借、展覧会やシンポジウムの開催など交流事業に取り組みます。



- ② 文化遺産の保存に携わる専門家の交流など友好提携地域をはじめとするアジア  
その他地域等との交流事業に取り組みます。
- ③ 本県を訪れる外国人や留学生に対し、日本文化や本県の文化を体験する機会を  
提供します。
- ④ 海外との文化交流を行う団体や大学の取組への支援に努めます。
- ⑤ 展覧会やイベント、ウェブサイトやSNSを通じ、世界遺産の価値等を国内外  
に発信し、来訪促進に取り組みます。◎

### (3) 文化芸術の魅力の発信

#### ○ 国内外への文化芸術の魅力に関する情報の発信

県有文化施設や県が行う文化イベントについて情報発信を行うとともに、県内各市町村での文化イベントの情報収集及び発信を行います。また、幅広い世代に情報を届けるため、印刷物、ホームページ、SNS等多様な媒体で本県の魅力を国内外に発信します。

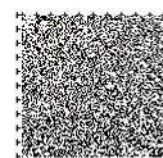
- ① ウェブサイトやSNSによる文化・イベント情報の多言語での発信に加え、駐  
在福岡総領事等を対象とした県内の文化等を紹介するツアーの開催、県庁「福岡  
よかもんひろば」やアクロス福岡「匠ギャラリー」、アンテナレストラン「麹町な  
だ万福岡別邸<sup>\*</sup>」における伝統工芸品等の紹介など多様な手法で、本県の魅力を国  
内外へ発信します。
- ② スポーツ大会やスポーツイベントの関係機関と連携して、伝統工芸品をはじめ、  
地域の祭りや文化、歴史、自然などを紹介し、本県の魅力を国内外へ発信します。
- ③ 県内の伝統的な祭り・行事や文化的景観、歴史的建造物などの文化資源について、  
県の各種広報媒体を用いて、広く県民へ情報発信します。◎

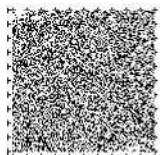
#### 【成果指標】

施策の充実、強化につなげるため、次のとおり指標を設定します。

施策の柱	指 標	現状値 (年度)	文化芸術振興基本 計画の数値目標 (年度)
4 文化芸術を活用 した地域づくり と魅力の発信	居住地域における文化的環境の満足度 ※居住地域の文化的な環境に「満足してい る」、「どちらかといえば満足している」と回 答した県民の割合	28.8% (R7調査)	40.0% (R12調査)
	アクロス福岡「匠ギャラリー」来場者数	265,937人 (R6)	300,000人 (R12)

※令和5（2023）年1月に東京都千代田区麹町で開業した常設型アンテナレストラン。県産食材をふんだんに使っ  
た料理を提供しているほか、県の観光や文化、伝統工芸品等のPRを行っている。

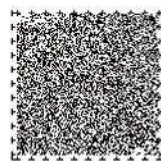




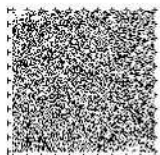
このマークは目の不自由な方が  
使う音声コードです。

〈第5章〉  
推進体制

第2期  
文化芸術振興  
基本計画



このマークは目の不自由な方などが  
使う音声コードです。



このマークは目の不自由な方が  
使う音声コードです。

# 第5章 推進体制

## 1 推進体制

計画の推進に当たっては、国、市町村、文化芸術団体等と連携して取り組みます。

なお、文化芸術を取り巻く社会情勢の変化や、計画期間中に行われる次期総合計画策定の議論などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

### (1) 市町村や国、都道府県との連携

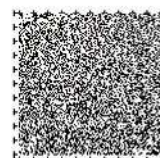
- 文化芸術の振興は、住民にとって最も身近な行政主体である市町村が、その地域の特色や課題を踏まえながら取り組むことが、効果的であり重要です。
- 県は、広域的な行政機関として、県民の文化芸術活動が円滑に行われるための条件整備や環境づくりを進めます。また、市町村の文化行政職員や文化施設職員の資質向上を図るため研修会を開催するとともに、市町村との連携を強化することにより、地域の実情に応じた文化芸術振興施策を展開し、この計画を推進します。
- 同時に、国や他の都道府県とも様々な局面で連携を図ります。

### (2) 文化芸術団体等との連携

- 県内各地域には、福岡県文化団体連合会加盟団体をはじめとする文化芸術団体が、様々な文化芸術活動を展開しており、本県の文化芸術を振興する上で大きな役割を担っています。
- 小・中・高等学校等においては、こどもたちが文化芸術の魅力を理解し愛する心や、豊かな感性を育むため、文化芸術に関する体験学習や鑑賞機会の充実などに取り組むことが期待されています。また、大学等の高等教育機関においては、芸術家の養成、地域の文化芸術活動への助言・提案、文化芸術振興に必要な調査研究などに取り組み、地域の文化芸術振興の推進に積極的な役割を果たすことが期待されています。
- 企業においては、CSR（企業の社会的責任）活動の一環として、経済活動のみならず、文化芸術についての理解と関心を深め、地域の文化芸術活動への支援や企業がもつ技術やサービス等の経営資源の活用など、地域の文化芸術の振興に取り組んでいくことが期待されています。
- 県は、これらの文化芸術団体や教育機関、企業等との緊密な連携を図りながら、この計画を推進します。

### (3) 庁内連携

- 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、観光その他の関連分野との施策との有機的な連携が必要であることから、庁内関係部局による連絡会議を設置し、文化芸術振興施策を総合的、計画的に推進します。
- 様々な分野にわたり多くの組織によって行われる文化芸術振興施策が全



体として調和し、効果的に行われるよう、個別の課題に応じて関係部局との間で密接な連携を図り、その解決に取り組みます。

#### (4)「福岡県アーツカウンシル（仮称）」の設立

- 本県の文化施策を推進する新たな仕組みとして、「福岡県アーツカウンシル（仮称）」設立に向けた検討を進めます。県全体を捉え、より俯瞰的な視点から検討を行い、本県にとって最適な文化芸術活動の支援の仕組みを構築します。
- 設立後は、県、市町村、大学、民間団体など様々な主体と連携・協力しながら、県内の多様な文化芸術活動の活性化を図ります。

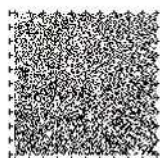
## 2 進行管理

本計画に掲げた施策の具体的な取組の進捗状況、成果、解決すべき課題を毎年度確認しながら、PDCA サイクルにより、計画の実行性を高めます。

また、進捗状況については毎年、福岡県文化芸術振興審議会に報告し、意見を求めます。

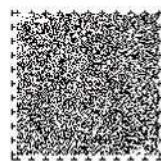
#### 【成果指標】（再掲）

施策の柱	指 標	現状値 (年度)	文化芸術振興基本 計画の数値目標 (年度)
1 文化芸術の振興	文化芸術を直接鑑賞した県民の割合	50.1% (R7調査)	75.0% (R12調査)
	「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」の構成資産への来訪者数	909,243人 (R6)	1,000,000人 (R12)
2 文化芸術に親しむことができる環境づくり	自ら文化芸術活動を実践した県民の割合	18.2% (R7調査)	30.0% (R12調査)
	ふくおか県芸術文化祭の参加者数(主催事業、共催事業及び助成事業)	83,216人 (R6)	100,000人 (R12)
3 障がいのある人の文化芸術活動の推進	施設内外を問わず、文化芸術活動を行った指定障がい福祉サービス事業所の割合	37.6% (R7調査)	60.0% (R12調査)
	障がいのある人の文化芸術活動に関する施策(相談体制・支援者育成)への満足度 ※施策が「十分である」と回答した指定障がい福祉サービス事業所の割合	27.1% (R7調査)	40.0% (R12調査)
4 文化芸術を活用した地域づくりと魅力の発信	居住地域における文化的環境の満足度 ※居住地域の文化的な環境に「満足している」、「どちらかといえば満足している」と回答した県民の割合	28.8% (R7調査)	40.0% (R12調査)
	アクロス福岡「匠ギャラリー」来場者数	265,937人 (R6)	300,000人 (R12)

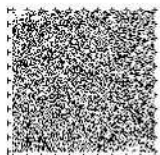


資料編

第2期  
文化芸術振興  
基本計画



このマークは目の不自由な方などが  
使う音声コードです。



このマークは目の不自由な方などが  
使う音声コードです。

## 福岡県文化芸術振興条例

令和2年3月31日  
令和2年福岡県条例第7号

## 目次

前文	53
第一章 総則（第一条—第四条）	54
第二章 基本計画等（第五条・第六条）	55
第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策	56
第一節 文化芸術の振興（第七条—第十二条）	56
第二節 文化芸術に親しむことができる環境づくり（第十三条—第二十一条）	57
第三節 障がいのある人の文化芸術活動の推進（第二十二条—第二十八条）	58
第四節 文化芸術を活用した地域づくりと魅力の発信（第二十九条—第三十一条）	59
第四章 雑則（第三十二条・第三十三条）	59
附則	59

文化芸術は、人々が暮らしの中で、自由に楽しみ、親しみ、創り出していくものである。

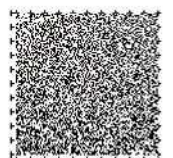
また、年齢、障がいの有無等に関わらず、あらゆる人に社会参加の機会を与え、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う精神をはぐくむものである。

本県は、古来、中国大陸や朝鮮半島に近接する地理的条件により、アジアと我が国との交流の玄関口として栄えてきた。我が国が海外の多様な文化の影響を受けつつも、これを深化させ、誇るべき独自の文化を形成する上で、本県は、その窓口として重要な役割を果たしてきた。

明治時代には、鉄鋼業や石炭産業などが勃興し、日本の近代化を支えるとともに、産業の発展に伴い、全国から多くの人々が本県に集まり、その交流の中で、新たな文化が生まれ、はぐくまれてきた。

こうした歴史的背景により、開放的で明るく、進取の気性に富む県民性が培われてきた。

このような中、本県の誇るべき文化を守り、より良いものに高め、将来世代に受け継いでいくとともに、一人ひとりが自分らしく、文化芸術を創造し、享受することにより、県民の心豊かな生活及び活力ある地域社会の実現を目指していかなければならない。ここに、県、県民及び文化芸術団体等が連携し、本県の文化芸術の更なる振興を図るため、この条例を制定する。



## 第一章 総則

(目的)

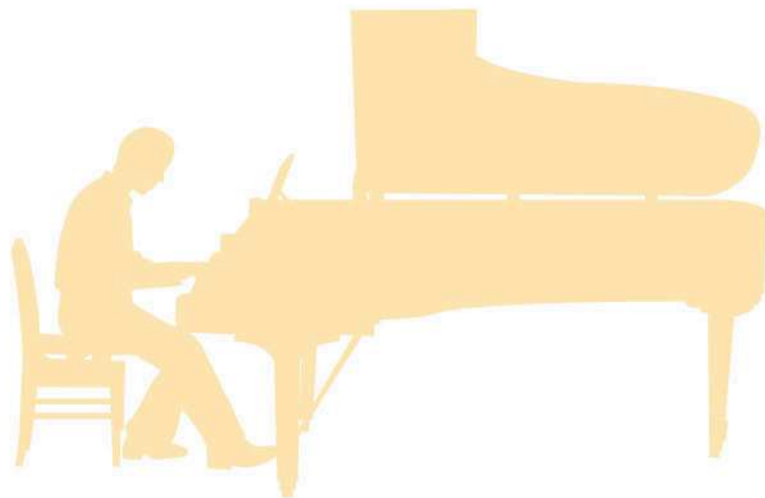
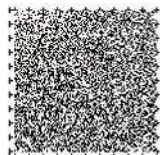
### 第一条

この条例は、文化芸術の振興に関する施策に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の心豊かな生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

### 第二条

- 1 文化芸術の振興に関する施策の推進に当たっては、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行うものの自主性が十分に尊重されなければならない。
- 2 文化芸術の振興に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行うものの創造性が十分に尊重されるとともに、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
- 3 文化芸術の振興に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、県民がその年齢、障がいの有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術の振興に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 5 文化芸術の振興に関する施策の推進に当たっては、障がいのある人の文化芸術活動の推進が、文化芸術活動への参加又は創造における物理的又は心理的な障壁を取り除き、誰もが多様な選択肢を持ち得る社会を構築するためのものであることに鑑み、文化芸術活動を通じた障がいのある人の個性及び能力の発揮並びに社会参加が図られるよう配慮されなければならない。
- 6 文化芸術の振興に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、県内各地域の歴史、風土等を反映した特色ある多様な文化芸術が保護され、その発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術の振興に関する施策の推進に当たっては、本県の文化芸術が広く発信されるよう、文化芸術を通じた国内外の地域との交流の推進が図られなければならない。



8 文化芸術の振興に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、観光その他の関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

9 文化芸術の振興に関する施策の推進に当たっては、県民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

(県の責務)

### 第三条

県は、前条に定める基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(国、市町村等との連携)

### 第四条

県は、文化芸術の振興に関する施策の推進に当たっては、国、市町村、文化芸術団体、文化施設、学校、研究機関、社会福祉法人、特定非営利活動法人、企業その他の関係機関との連携に努めるとともに、相互の連携が図られるよう努めるものとする。

## 第二章 基本計画等

(基本計画)

### 第五条

1 知事は、文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）第七条の二に規定する地方文化芸術推進基本計画（障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成三十年法律第四十七号）第八条に規定する地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を含むものとする。以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 知事は、基本計画を定めるに当たっては、福岡県文化芸術振興審議会の意見を聴くとともに、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

4 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(福岡県文化芸術振興審議会)

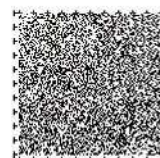
### 第六条

1 県に福岡県文化芸術振興審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するほか、知事又は教育委員会の諮問に応じ、文化芸術の振興に関する施策の推進に関する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事又は教育委員会に意見を述べることができる。

4 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。



## 第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策

### 第一節 文化芸術の振興

(芸術の振興)

#### 第七条

県は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術をいう。）その他の芸術の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。  
(伝統芸能等の継承及び発展)

#### 第八条

県は、伝統芸能（能楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能をいう。以下同じ。）、民俗芸能（神楽、風流、獅子舞その他の地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。以下同じ。）及び祭り、年中行事その他の地域の歴史並びに風土の中で形成されてきた風俗慣習の継承及び発展を図るため、これらの公演、活動等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。  
(伝統工芸の継承及び発展)

#### 第九条

県は、伝統工芸（先人から受け継がれてきた陶芸、染織その他の伝統的な工芸をいう。）の継承及び発展を図るため、後継者の育成、技術の継承、作品の展示等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。  
(芸能及び生活文化の振興等)

#### 第十条

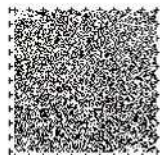
県は、芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能及び民俗芸能を除く。））及び生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。  
(文化財等の保存及び活用)

#### 第十一条

県は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。  
(世界文化遺産等の継承)

#### 第十二条

県は、世界文化遺産、無形文化遺産、世界の記憶その他の世界的に価値を認められた遺産を次代へ確実に受け継ぐために、これらの顕著な価値を守り、広く世界に伝える施策を講ずるものとする。



## 第二節 文化芸術に親しむことができる環境づくり

(県民の関心及び理解)

### 第十三条

県は、県民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるため、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民の鑑賞等の機会の充実)

### 第十四条

県は、広く県民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、文化芸術を鑑賞する機会の創出、地域における文化芸術活動を行う環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

### 第十五条

県は、青少年が人間性及び創造性並びに郷土への誇り及び愛着を高めることができるよう、青少年が文化芸術に触れる機会の提供、青少年の文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

### 第十六条

県は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、体験学習等文化芸術に関する教育の充実、文化芸術団体等が学校において行う文化芸術活動に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者の文化芸術活動の充実)

### 第十七条

県は、高齢者の文化芸術活動の充実を図るため、高齢者がその豊富な知識や経験を生かし、積極的に文化芸術活動に参加し、活躍できる環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の担い手の育成及び確保)

### 第十八条

県は、文化芸術に関する創造的活動を行うもの、伝統芸能を伝承するもの、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有するもの等文化芸術の担い手の育成及び確保を図るため、人材育成に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化施設の充実)

### 第十九条

県は、自らが設置する文化施設に関し、施設の充実に努めるとともに、公演及び展示等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

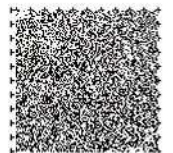
### 第二十条

- 1 県は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。
- 2 県は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(地域の文化的な景観等の保全)

### 第二十一条

県は、文化的な、又は歴史的な景観の保全及び活用を図るため、景観の保全活動等に必要な情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。



### 第三節 障がいのある人の文化芸術活動の推進

(鑑賞の機会の拡大)

#### 第二十二條

県は、障がいのある人が文化芸術を鑑賞する機会の拡大を図るため、文化芸術の作品等に関する音声、文字、手話等による説明の提供、障がいのある人が文化施設を円滑に利用できるような設備の充実等障がいの特性に応じた合理的配慮の提供（福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例（平成二十九年福岡県条例第十一号）第二条第五号に規定する合理的配慮の提供をいう。）により、文化芸術を鑑賞しやすい環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(創造の機会の拡大)

#### 第二十三條

県は、障がいのある人が文化芸術を創造する機会の拡大を図るため、障がいのある人が社会福祉施設、学校等において必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(作品等の発表の機会の確保)

#### 第二十四條

県は、障がいのある人の文化芸術の作品等の発表の機会を確保するため、その作品等に関する情報の発信、その発表のための催しの開催の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(権利保護の推進)

#### 第二十五條

県は、障がいのある人の文化芸術の作品等に係る所有権、著作権その他の権利の保護を図るため、関連する制度についての普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(作品等に係る事業活動への支援)

#### 第二十六條

県は、障がいのある人の文化芸術の作品等に係る販売、公演その他の事業活動が円滑かつ適切に行われるよう事業者等との連携の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(相談体制の整備)

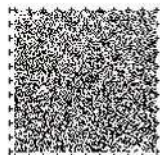
#### 第二十七條

県は、障がいのある人の文化芸術活動について、障がいのある人、その家族その他の関係者からの相談に応ずるため、相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成及び確保)

#### 第二十八條

県は、障がいのある人の文化芸術活動の推進に寄与する人材の育成及び確保を図るため、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。



## 第四節 文化芸術を活用した地域づくりと魅力の発信

(文化芸術を活用した地域活性化)

### 第二十九条

県は、文化芸術の活用による地域の活性化を図るため、文化芸術を活用したまちづくり並びに産業及び観光の振興に資する取組みを推進するものとする。

(文化芸術を通じた国際交流の推進)

### 第三十条

県は、県民とアジアその他の地域の人々との相互理解の促進及び友好提携を締結している地域その他の地域との関係の発展を図るため、文化芸術を通じた国際的な交流に資する取組みを推進するものとする。

(文化芸術の魅力の発信)

### 第三十一条

県は、前二条の施策を効果的に推進するため、本県の文化芸術の魅力に関する情報を国内外へ発信するものとする。

## 第四章 雑則

(表彰)

### 第三十二条

知事は、文化芸術活動で顕著な成果を収めたもの及び文化芸術の振興に寄与したものに對し、表彰を行うことができる。

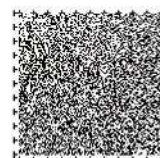
(財政上の措置)

### 第三十三条

県は、文化芸術の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

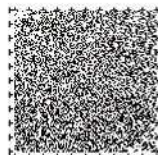


このマークは目の不自由な方などが  
使う音声コードです。

## 資料2 福岡県文化芸術振興審議会委員名簿

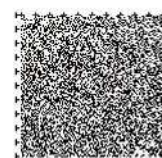
氏名	所属・職名等
しま たに 島谷 弘幸 会長	皇居三の丸尚蔵館 館長 文化審議会 会長（文部科学省）
いとう たか お 伊藤 敬生 委員	九州産業大学 芸術学部 ソーシャルデザイン学科教授
いと やま ゆう こ 糸山 裕子 委員	福岡県立ももち文化センター（SAWARAPIA） 館長 特定非営利活動法人アートマネジメントセンター福岡 代表理事
いま がわ ひで こ 今川 英子 委員	北九州市立文学館 館長
いま はやし きゆう 今林 久 委員	福岡県議会議員（文教委員会）
うだ がわ のり と 宇田川 宣人 委員	福岡県文化団体連合会 理事長 九州産業大学 名誉教授
おお た みつる 大田 満 委員	福岡県議会議員（福岡県文化議員連盟）
おお もり よう こ 大森 洋子 委員	久留米工業大学建築・設備工学科 教授
おがた けい こ 緒方 恵子 委員	伝統工芸士
か ち くにお 加地 邦雄 委員	福岡県議会議員（県民生活商工委員会）
かわ の たか こ 河野 貴子 委員	福岡県高等学校芸術・文化連盟筑後支部 理事長 福岡県立明善高等学校教諭
たく しま のり こ 多久島 法子 委員	能楽師
たに もと り さ 谷本 理佐 委員	大牟田市教育委員会 教育長
つかぎ き けん たろう 塚崎 謙太郎 委員	株式会社西日本新聞社 論説委員
とく なが ひで あき 徳永 秀昭 委員	社会福祉法人福岡県社会福祉協議会 常務理事
なか むら る み 中村 留美 委員	一般社団法人ひかりのみち DMO 福津 事業本部長
ひ ぐち りゅうじ 樋口 龍二 委員	特定非営利活動法人まる 代表理事
ひ の あき ひろ 日野 晃博 委員	株式会社レベルファイブ 代表取締役社長 / CEO
ふじ はら けい よう 藤原 恵洋 委員	九州大学名誉教授 文化審議会専門委員（世界文化遺産部会）
もり 森 ひろ こ 森 弘子 委員	福岡県文化財保護審議会会長
わし の あき こ 鷺野 彰子 委員	福岡県立大学人間社会学部 准教授

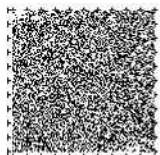
※ 令和7年12月23日現在  
※ 敬称略、50音順



資料3 福岡県文化芸術振興審議会での審議経過

開催日	主な審議事項等
令和7年 7月3日	<p>【第1回審議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○知事からの諮問</li> <li>○報告：(1) 現行計画について（指標の現状等）           (2) 実態調査結果の報告</li> <li>○審議：(3) 次期計画について（計画の構成等）</li> </ul>
9月2日	<p>【第2回審議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○審議 計画素案の検討（施策、指標の項目、推進体制等）</li> </ul>
10月28日	<p>【第3回審議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○審議 答申案の決定（施策、指標の設定等）</li> <li>○パブリックコメントの実施について</li> </ul>
12月12日	<p>【第4回審議会（書面開催）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○パブリックコメントを踏まえた答申の決定</li> </ul>

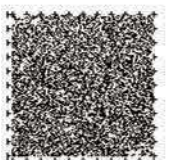




このマークは目の不自由な方が  
使う音声コードです。

本県では、SDGs（持続可能な開発目標）の推進を図っているところです。

本計画に基づく取組は、SDGsの「目標4. すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」、「目標5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」、「目標8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する」、「目標11. 包摂的で完全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する」、「目標17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する」の実現に資するものです。

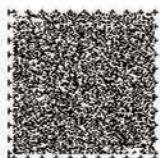




## 第2期福岡県文化芸術振興基本計画

発行日／令和8年3月

編集／福岡県人づくり・県民生活部文化振興課（～令和8年3月）  
福岡県市町村・地域振興部文化局文化政策課（令和8年4月～）  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7  
TEL 092-643-3382 FAX 092-643-3347  
E-mail:bunsei@pref.fukuoka.lg.jp



このマークは目の不自由な方などが  
使う音声コードです。

### 福岡県行政資料

分類記号 JA	所属コード 5200205
登録年度 07	登録番号 0005